

令和 8 年度版

ち り ゅ う の 健 康

(令和 7 年度実績)

知立市保健センター

目 次

I. 概要、統計	6
1. 市の沿革	7
2. 市の財政	8
3. 総人口と年齢階層別人口の推移	9
(1) 総人口	9
(2) 年齢階級別年次推移	9
4. 人口動態統計（国・愛知県・知立市）	10
5. 主要死因	11
(1) 年次別主要死因（人口 10 万対）	11
(2) 悪性新生物（ガン）の部位別、男女別死亡数	12
6. 健康増進課（保健センター）機構及び事務分掌	13
II. 母子保健事業	14
1. 母子保健事業内容及び実績	15
2. 母子保健体系	17
3. 母子健康手帳交付	18
4. 妊婦、乳幼児健康診査	18
(1) 妊婦健康診査（医療機関委託）	18
(2) 産後健康診査（医療機関委託）	18
(3) 乳児健康診査（医療機関委託）	19
(4) 新生児聴覚検査（医療機関委託）	19
(5) 3・4 か月児健康診査（集団健康診査）	20
(6) 1 歳 6 か月児健康診査（集団健康診査）	21
(7) 3 歳児健康診査（集団健康診査）	22
5. 健康相談及び健康教育	23
(1) 育児相談	23
(ア) 面接、来場による育児相談	23
(イ) 電話相談（随時）	23
(2) 1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査個別相談	24
(3) パパママクラス	24
(4) マタニティサロン	25
(5) 離乳食講習	26
(6) さくらんぼクラブ（肢体不自由児支援・相談事業）	26
(7) 親子教室（1 歳 6 か月児健診事後指導教室）	27
(8) 親子 O B 教室	27
(9) 思春期教育（いのちの教育）	28
6. 歯科衛生	29
(1) 妊産婦歯科健康診査（医療機関委託）	29
(2) 1 歳 6 か月児フッ化物塗布	29
(3) フッ化物無料塗布	30
(4) 歯☆ぴか健診（2 歳児フッ化物塗布）	30
7. 家庭訪問指導	31
(1) 家庭訪問	31
(2) こんにちは赤ちゃん訪問	32
(3) 養育支援家庭産後ヘルパー派遣事業（令和 7 年度で終了）	32
8. 助成事業	33
(1) 一般不妊治療費補助金事業	33
(2) 母子栄養強化事業	33
(3) 低所得妊婦初回産科受診料支援事業	33

9. にじいろニコニコ事業.....	34
(1) 利用者支援事業.....	34
(ア) マタニティ応援プラン作成	34
(イ) 妊娠 8 か月アンケート.....	34
(ウ) お誕生おめでとう電話.....	35
(エ) おっぱい相談.....	35
(2) 産前・産後サポート事業.....	35
(ア) 巡回育児相談.....	35
(3) 産後ケア事業.....	36
(4) 産後家事援助費助成.....	36
(5) 多胎児支援	37
(ア) 妊婦健康診査費支援事業.....	37
(イ) 多胎ピアサポート事業.....	37
(ウ) 多胎児家庭健診サポート事業.....	37
(6) にじいろニコニコネットワーク会議.....	38
(7) にじいろニコニコ出産・子育て応援金事業（令和 7 年度で終了）.....	38
(8) 妊婦のための支援給付事業（令和 7 年 4 月開始）.....	39
Ⅲ. 成人保健事業.....	40
1. 成人保健事業内容及び実績	41
2. 成人保健体系.....	43
3. 健康診査.....	44
(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査.....	44
(2) 市民ドック（総合健診）.....	45
(3) 18 歳～39 歳健診.....	45
4. がん検診.....	46
(1) がん検診.....	46
(ア) 胃がん検診.....	47
(イ) 大腸がん検診（便潜血ヒトヘモグロビン検査）.....	47
(ウ) 肺がん検診.....	48
(エ) 乳がん検診.....	48
(オ) 子宮頸がん検診.....	49
(カ) 前立腺がん検診.....	49
(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（再掲）.....	50
5. その他の健診・検診.....	51
(1) 肝炎ウイルス検診.....	51
(2) 結核検診（胸部レントゲン検査）（肺がん・結核検診再掲）.....	52
(3) 骨粗しょう症検診.....	52
(4) 脳ドック検診.....	53
(5) 成人歯科健康診査.....	54
(6) 後期高齢者口腔機能検査.....	54
(7) 8020・9020 歯科健康診査.....	55
(8) 8020・9020 表彰.....	55
6. 健康教育.....	56
(1) 医師健康講座.....	56
(2) からだ改善 1 日健康講座.....	56
(3) 特定保健指導.....	57
(4) 職域健康教育.....	58
(5) 出前講座.....	59
7. 健康相談.....	60
(1) 健診結果相談.....	60
(2) 心の健康相談.....	60

8. 健康手帳の交付.....	61
9. 訪問指導.....	61
10. 健康知立ともだち 21 計画に係る健康づくり事業（人材育成）.....	62
(1) 健康ボランティアウォーキング活動支援.....	62
(2) 食育知立(ともだち)の会活動支援.....	62
(3) 食育知立(ともだち)の会会員養成事業.....	62
(4) 健康推進員活動支援.....	63
【 令和 7 年度 健康推進員地区活動一覧 】	64
11. 健康づくり啓発普及活動.....	67
(1) 福祉健康まつり.....	67
(2) わくわくウォーキング.....	67
(3) 自殺対策普及・啓発.....	68
(4) 食育推進活動.....	69
(5) 健康知立(ともだち)マイレージ事業.....	69
(6) 健康知立(ともだち)KIDS マイレージ事業.....	69
12. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業.....	70
13. 助成事業.....	71
(1) がん患者アピアランスケア支援事業費補助金.....	71
(2) 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金.....	71
IV. 予防接種事業.....	72
1. 予防接種事業実績.....	73
〔定期接種〕	73
2. 予防接種.....	75
(1) 〔定期接種〕	75
(ア) ロタウイルス.....	75
(イ) ヒブ.....	76
(ウ) 小児用肺炎球菌.....	77
(エ) B 型肝炎.....	77
(オ) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ（4 種混合）	78
(カ) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ（5 種混合）	79
(キ) ジフテリア・破傷風（2 種混合 2 期）	79
(ク) B C G.....	80
(ケ) MR ワクチン（麻しん風しん混合）	80
(コ) 水痘ワクチン（水ぼうそう）	81
(サ) 日本脳炎.....	81
(シ) 子宮頸がん.....	83
(ス) インフルエンザ.....	85
(セ) 高齢者用肺炎球菌ワクチン.....	85
(ソ) 風しん追加的対策.....	85
(タ) 新型コロナウイルスワクチン.....	86
(チ) 帯状疱疹ワクチン.....	87
3. 助成事業.....	88
(1) 風しんワクチン予防接種助成事業.....	88
(2) 帯状疱疹任意予防接種助成事業.....	88
(3) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業.....	89
(4) 骨髄提供者等支援事業.....	89
V. 事業の歩み.....	90
保健事業・予防接種事業.....	91
【案内図】	101

I . 概要、統計

1. 市の沿革

本市は愛知県のほぼ中央に位置し、名古屋市から南東 25 km、約 30 分の距離にあります。地形は平坦で、気候は年平均気温が 16℃前後、年間降水量が 1,200 mm前後と、温暖で住みよい環境にあります。市域は東西 5.8 km、南北 4.6 kmのひし形で、面積は 16.31 km²です。

本市は古くから交通の要衝として発展してきました。鎌倉街道、そして東海道「池鯉鮒」の宿として主要街道に位置し、馬市や木綿市などが栄え、この地方の経済文化の中心地でした。

明治 4 年の廃藩置県当時、知立は 9 村でしたが、以後廃置分合の末、明治 39 年知立町、上重原村、長崎村の一部、牛橋村が合併し、現在の市域となりました。合併当時は碧海郡役所や警察署が置かれ、この地方の行政の中心として栄えました。また、大正に入ると国道 1 号線の改修工事や、三河鉄道・愛知電気鉄道(現名古屋鉄道)が開通し、現在の交通基盤の礎となる整備が進められました。その後、昭和 42 年日本住宅公団(現 UR 都市機構)知立団地の完成に伴い、人口が急増し都市化が進み、昭和 45 年 12 月 1 日市制が施行されました。

平成 12 年 8 月より知立駅付近連続立体交差事業に着手し、平成 13 年には県下の市では初めて「生涯学習都市宣言」を行い、健康で生きがいのある毎日が送られる生涯学習のまちづくりを目指しています。市制 40 周年、被爆(戦後)65 周年の節目である平成 22 年に平和の維持が市の発展の原点であるという思いから「知立市平和都市宣言」を行いました。また、令和 4 年には市民一人ひとりの人権意識をより一層高めることが必要であるとして、「知立市人権尊重のまち宣言」も行いました。

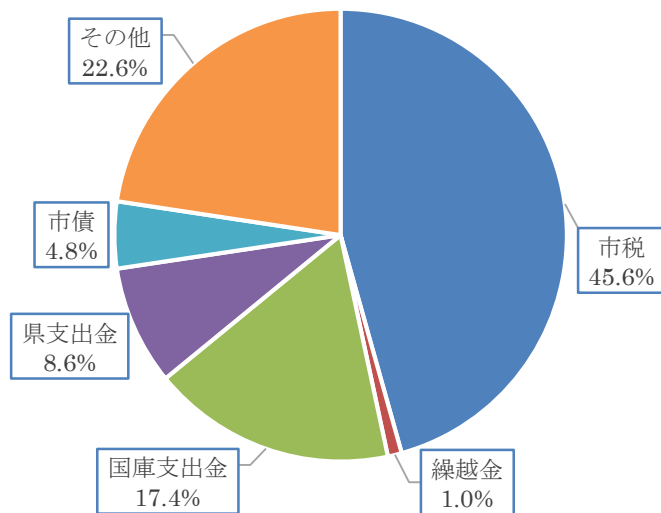
保健センターは昭和 59 年 3 月に建設され、平成 12 年に検診部分が増築され現在に至っています。

令和 6 年 3 月三河知立駅が移設開業しました。「にぎわう・つながる・自分らしさをかなえるまち」の実現に向けて駅周辺整備事業が佳境を迎えています。



2. 市の財政

知立市 歳入



(令和8年度知立市一般会計当初予算)

歳入 (単位：千円)

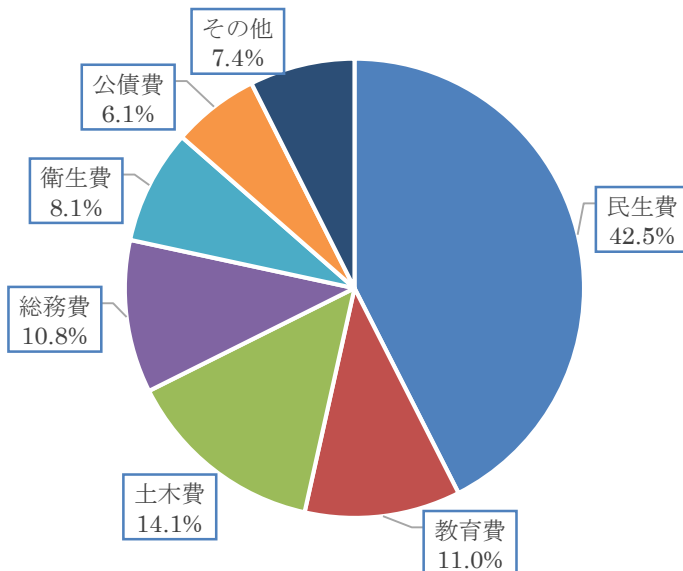
市税	13,529,350
繰越金	300,000
国庫支出金	5,168,950
県支出金	2,537,138
市債	1,409,400
その他	6,698,162
計	29,643,000

健康増進課の予算

歳入 (単位：千円)

国庫支出金	67,264
県支出金	6,050
過年度収入	0
各種健診等徴収金等	758
計	74,072

知立市 歳出



歳出 (単位：千円)

民生費	12,591,354
教育費	3,253,091
土木費	4,186,122
総務費	3,190,293
衛生費	2,389,590
公債費	1,819,390
その他	2,213,160
計	29,643,000

健康増進課の予算

歳出 (単位：千円)

保健衛生総務費	65,681
予防費	372,480
母子保健事業費	206,606
保健事業費	109,310
計	754,077

※保健衛生総務費の内、職員給与費は除く。

3. 総人口と年齢階層別人口の推移

(1) 総人口

(各年 10 月 1 日現在)

区分		総数	三分区人口				三分区人口構成比			従属人口指数	老年化指数	総世帯数
			0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上	年齢不詳	0～14 歳	15～64 歳	65 歳以上			
		人	人	人	人	人	%	%	%	%	%	世帯
	R3	72,174	9,938	47,635	14,601	—	13.8	66.0	20.2	51.5	146.9	32,730
	R4	72,177	9,748	47,722	14,707	—	13.5	66.1	20.4	51.2	150.9	33,051
	R5	72,228	9,610	47,884	14,734	—	13.3	66.3	20.4	50.8	153.3	33,325
	R6	72,474	9,342	48,191	14,941	—	12.9	66.5	20.6	50.4	159.9	33,074
	R7	72,670	9,238	48,406	15,026	—	12.7	66.6	20.7	50.1	162.7	33,577
県	R7	7,453,803	886,516	4,635,968	1,931,319	—	11.9	62.2	25.9	60.8	217.9	3,412,586

出典：知立市統計（R3～R7）愛知県人口動向調査（R7）推計人口、推計世帯数(県の三分区人口構成比は年齢不詳を除いて算出)

従属人口指数(%) =

年少人口(0～14 歳) + 老年人口(65 歳以上)

生産年齢人口(15～64 歳)

× 100

老年化指数(%) =

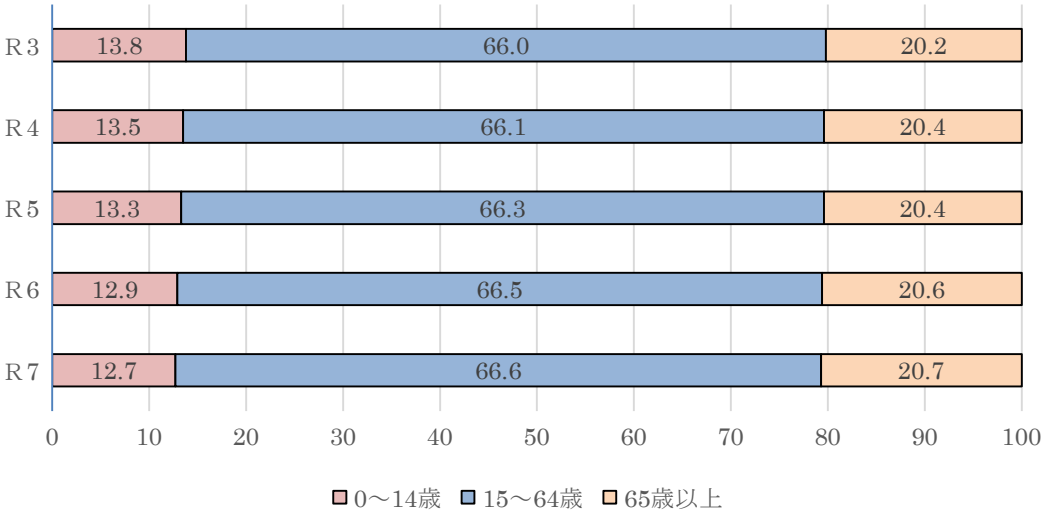
老年人口(65 歳以上)

年少人口(0～14 歳)

× 100

(2) 年齢階級別年次推移

(各年10月1日現在)



4. 人口動態統計（国・愛知県・知立市）

		R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	愛知県 R6 年	全国 R6 年
人口		72,174	72,177	72,139	72,474	7,160,000	120,295,592
出生 (率)		652 (9.0)	576 (8.0)	574 (8.0)	575 (7.9)	45,514 (6.4)	686,173 (5.7)
死亡 (率)		565 (7.8)	596 (8.3)	629 (8.7)	635 (8.8)	82,618 (11.5)	1,605,378 (13.3)
乳児死亡（再掲） (率)		0 (0)	0 (0)	1 (1.7)	4 (7.0)	90 (2.0)	1,266 (1.8)
新生児死亡（再掲） (率)		0 (0)	0 (0)	1 (1.7)	2 (3.5)	49 (1.1)	637 (0.9)
自然増減		87 (1.2)	20 (0.3)	55 (0.8)	△60 (△0.8)	△37,104 (△5.2)	△919,205 (△7.6)
死産	総数	19 (28.3)	11 (18.7)	13 (22.1)	14 (23.8)	933 (20.1)	15,323 (21.8)
	自然	7	8	8	6	447	6,849
	人工	12	3	5	8	486	8,474
周産期死亡 (再掲)	総数	3 (4.5)	0 (0)	3 (5.2)	3 (5.2)	147 (3.2)	2,285 (3.3)
	妊娠22週以後	3	0	2	2	111	1,800
	早期新生児死亡	0	0	1	1	36	485
婚姻		433 (6.0)	445 (6.2)	419 (5.8)	405 (5.6)	32,250 (4.5)	485,092 (4.0)
離婚		94 (1.30)	104 (1.44)	109 (1.51)	94 (1.30)	11,109 (1.55)	185,904 (1.55)

出典：愛知県人口動態統計（R6）（確定値）

乳 児 死 亡： 生後1年未満の死亡

新 生 児 死 亡： 生後4週未満の死亡

早期新生児死亡： 生後1週間未満の死亡

周 産 期 死 亡： 妊娠22週以後の死産 + 早期新生児死亡

$$\text{出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚率} = \frac{\text{出生・死亡・自然増減・婚姻・離婚}}{\text{人口}} \times 1,000$$

$$\text{死 産 率} = \frac{\text{死産数}}{\text{出産数(出生+死産)}} \times 1,000$$

5. 主要死因

(1) 年次別主要死因(人口 10 万対)

		R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	愛知県 R6 年	全国 R6 年
総数	実	555	565	596	629	635	82,618	1,605,378
	率	767.8	783.8	825.7	871.9	876.2	1153.9	1,334.5
結核	実	1	0	0	0	2	100	1,462
	率	1.4	0.0	0.0	0.0	2.8	1.4	1.2
悪性新生物	実	156	165	169	160	157	20,516	384,111
	率	215.8	228.9	234.1	221.8	216.6	286.5	319.3
糖尿病	実	5	8	5	3	2	558	14,959
	率	6.9	11.1	6.9	4.16	2.8	7.8	12.4
高血圧性 疾患	実	3	1	2	1	1	298	11,799
	率	4.2	1.4	2.8	1.39	1.38	4.2	9.8
心疾患	実	63	66	58	65	57	8,588	226,388
	率	87.2	91.6	80.4	90.1	78.6	119.9	188.2
脳血管疾患	実	56	40	35	31	42	4,922	102,821
	率	77.5	55.5	48.5	43.0	58.0	68.7	85.5
大動脈瘤 及び解離	実	4	6	6	9	13	1,204	20,427
	率	5.5	8.4	8.3	12.5	17.9	16.8	17.0
肺炎	実	28	21	28	26	21	3,487	80,176
	率	38.7	29.2	38.8	36.0	29.0	48.7	66.6
慢性閉塞性 肺疾患	実	8	6	2	3	5	750	16,629
	率	11.1	8.4	2.8	4.2	6.9	10.5	13.8
喘息	実	0	0	0	0	0	43	1,088
	率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.9
肝疾患	実	6	9	6	14	4	891	18,858
	率	8.3	12.5	8.3	19.4	5.5	12.4	21.0
腎不全	実	8	10	15	10	10	1,329	29,665
	率	11.1	13.9	20.8	13.9	13.8	18.6	24.7
老衰	実	42	55	66	81	68	12,059	206,887
	率	58.1	76.3	91.4	112.3	93.8	168.4	172.0
不慮の事故	実	22	14	15	23	25	2,345	45,743
	率	30.4	19.5	20.8	31.9	34.5	32.8	38.0
自殺	実	12	4	9	9	8	1,121	19,608
	率	16.6	5.6	12.5	12.5	11.0	15.7	16.3
その他	実	141	160	180	194	220	24,407	424,757
	率	195.1	222.0	249.4	268.9	303.6	340.9	353.1

資料：愛知県衛生年報

(2) 悪性新生物(ガン)の部位別、男女別死亡数

部位	R2 年		R3 年		R4 年		R5 年		R6 年	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
口唇、口腔及び咽頭	2	1	2	0	3	3	3	1	2	1
食道	4	1	1	1	4	2	3	3	3	0
胃	8	6	12	8	12	4	10	4	7	5
結腸	8	6	7	8	6	9	9	7	9	7
直腸S状結腸移行部 及び直腸	1	4	7	2	2	2	1	2	4	5
肝及び肝内胆管	10	3	8	3	11	5	7	4	5	1
胆のう及び その他の胆道	1	1	1	4	7	6	3	4	5	2
膵臓	15	11	13	8	11	9	6	8	9	7
喉頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
気管、気管支及び肺	31	10	26	6	27	8	30	10	31	7
皮膚	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
乳房	0	6	0	9	0	3	0	6	0	7
子宮	0	0	0	3	0	3	0	3	0	4
卵巣	0	0	0	2	0	1	0	3	0	3
前立腺	3	0	5	0	5	0	5	0	7	0
膀胱	5	0	5	2	1	0	6	3	6	1
中枢神経系	1	0	2	1	0	1	0	1	0	1
悪性リンパ腫	3	2	2	0	3	1	1	2	6	1
白血病	2	3	2	2	2	1	2	1	1	2
その他のリンパ組織	1	1	2	0	1	0	1	0	1	0
造血組織及び関連組織										
その他の 悪性新生物	9	3	3	7	5	5	4	3	2	4
計	104	58	99	66	100	63	91	65	99	58
合計	162		165		165		156		157	

資料：愛知県衛生年報

6. 健康増進課（保健センター）機構及び事務分掌

令和8年4月1日現在

構成

職員数・・・18名（＊除く）



＊母子保健支援相談員・・・2名

＊会計年度任用職員・・・21名

（保健師7名、看護師3名、助産師1名、保育士2名、通訳1名、事務6名、管理栄養士1名）

事務分掌

・成人保健係

- 1 健康増進法に係る保健事業に関すること。
- 2 保健衛生思想の普及宣伝に関すること。
- 3 感染症に関すること。
- 4 精神保健に関すること。
- 5 保健センターの維持管理に関すること。
- 6 その他成人保健指導に関すること。
- 7 食育に関すること。
- 8 高齢者の医療の確保に関する法律に係る保健事業に関すること。
- 9 他の係の所管に属さないこと。

・母子保健係

- 1 予防接種に関すること。
- 2 母子保健に関すること。
- 3 衛生統計に関すること。
- 4 医療機関との連絡調整に関すること。
- 5 こども家庭センター（母子保健機能）に関すること。
- 6 その他母子保健指導に関すること。

Ⅱ．母子保健事業

1. 母子保健事業内容及び実績

〔母子保健事業〕

事業	内 容	協 力 依 頼 機 関 等	回 数	実 績
知 立 市 保 健 対 策 推 進 会 議	知立市保健センターの運営及び市民の健康づくりに関する重要事項の調査審議、健康増進・食育計画、こころ応援計画の作成及び推進等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、区長会、民生委員、保健所、社会福祉協議会、職業安定所、商工会、市民公募等	2 回	
母 子 健 康 手 帳 交 付 事 業	母子健康手帳交付 (妊娠の届出)	医師会、助産師、通訳	通 年	645 人
健 康 診 査	妊産婦乳児健康診査(妊婦受診券 14 回、産後受診券 2 回、乳児受診券 2 回)	医師会、国保連合会	通 年	延 8,935 人
	新生児聴覚検査	医師会、国保連合会	通 年	548 人
	3・4 か月児健康診査	医師会、助産師、保育士、通訳、図書館職員・ブックスタートボランティア	年間 29 回	572 人
	1 歳 6 か月児健康診査	医師会、歯科医師会、公認心理士、歯科衛生士、保育士、通訳	年間 15 回	565 人
	3 歳児健康診査	医師会、歯科医師会、公認心理士、歯科衛生士、保育士、通訳	年間 16 回	592 人
健 康 相 談 及 び 健 康 教 育 (個 別 指 導)	育児相談	助産師、歯科衛生士、公認心理士	年間 24 回	延 486 人
	個別相談(1 歳 6 か月児健康診査で精神面の経過観察児)	公認心理士	年間 15 回	延 50 人
	個別相談(3 歳児健康診査で精神面の経過観察児)	公認心理士	年間 16 回	延 68 人
健 康 相 談 及 び 健 康 教 育 (集 団 指 導)	パパママクラス		年間 12 回	妊婦 154 人 家族 142 人
	マタニティサロン		通 年	27 人
	離乳食講習	管理栄養士、歯科衛生士、助産師	前期 12 回 後期 6 回	前期 217 人 後期 93 人
	さくらんぼクラブ (肢体不自由児支援・相談事業)	保育士、音楽療法士	年間 12 回	延 16 人
	親子教室 (1 歳 6 か月児健康診査事後指導教室)	公認心理士、保育士	年間 24 回	延 197 人
	親子OB教室	公認心理士、保育士	年間 6 回	延 46 人
	思春期教育 (いのちの教育)	助産師	年間 24 回	1,190 人
歯 科 保 健 事 業	妊産婦歯科健診	歯科医師会	通 年	253 人
	1 歳 6 か月児フッ化物塗布	歯科医師会、歯科衛生士	15 回	299 人
	フッ化物無料塗布 (0 歳～年少児)	歯科医師会、歯科衛生士	年間 1 回	233 人
	歯☆びか健診(2 歳児)	歯科医師会、歯科衛生士	年間 3 回	98 人
家 庭 訪 問 指 導	訪問による母子保健指導等	助産師、保育士、看護師、通訳	通 年	延 1,328 人

事業	内 容		協力依頼機関等	回数	実績
助 成 事 業	不妊検査治療費助成事業 (一般不妊治療費補助)			通 年	105 人
	母子栄養強化事業 (低所得世帯の妊産婦乳児)			通 年	0 世帯
	低所得妊婦初回産科受診料支援事業			通 年	0 人
に じ い ろ ニコニコ事業	マタニティ応援プラン作成			通 年	718 人
	妊娠8か月アンケート			通 年	596 人
	お誕生おめでとう電話			通 年	592 人
	公認心理士による面接		公認心理士	通 年	0 人
	おっぱい相談			通 年	43 人
	こんにちは赤ちゃん訪問		保健師、助産師、保育士、看護師	通 年	565 件
	昭和巡回育児相談			年間 6 回	延 171 人
	産後ケア	通所	医療機関、助産院	通 年	88 日/45 人
		宿泊			149 日/40 人
		訪問			20 日/ 14 人
	産後家事援助費助成		知立市シルバー人材センター	通 年	94 日/8 人
	養育支援家庭産後ヘルパー		知立市シルバー人材センター	通 年	0 日/ 0 人
	多胎児 支援	妊婦健康診査助成	医療機関	通 年	2 件
		多胎ピアサポート事業	主任児童委員	年間 3 回	21 組
		多胎児家庭健診サポート事業	主任児童委員	通 年	3 組
	にじいろニコニコ 出産・子育て応援金事業			通 年	子育て 90 件
	妊婦のための支援給付事業			通 年	1,200 件

2. 母子保健体系

にじいろニコニコ事業

	健康診査 (保健 センター)	健康診査 (医療機関)	歯科 健康診査	教室・講座	指導・相談事 業	訪問指導	助成・補助	
妊娠期							一般不妊 治療費等助成	
							母子手帳交付	低所得妊婦 初回産科 受診料助成
		妊婦 健康診査	妊産婦 歯科健康 診査	パパママ クラス	妊婦健康相談	妊婦訪問	妊婦のための 支援給付	
							妊娠8か月 アンケート	
				マタニティ サロン				多胎児 妊婦健診助成
出生		新生児聴覚 検査			産後ケア	新生児訪問	産後 家事援助費 助成	
		産婦検診			おめでとう電話	こんにちは 赤ちゃん 訪問・ 養育支援訪問・ 乳幼児訪問	妊婦のための 支援給付	
		乳児健診			母乳相談			子育て応援金
4か月	3・4か月児 健診					養育支援訪問	母子栄養 強化事業	
				さくらんぼ 教室	育児相談			
				離乳食講習 (前期)				
6か月								
		乳児健診						
10か月				離乳食講習 (後期)				
1歳					育児相談	養育支援訪問		
1歳6か月	1歳6か月児 健診		歯科健診 フッ化物 有料塗布	親子教室				
2歳			歯☆ぴか 健診					
3歳	3歳児健診		3歳児 歯科健診	親子OB教室				
就園								
小学生				思春期教室				
中学生				思春期教室				

3. 母子健康手帳交付

母子健康管理の始まりという点から平成 21 年度より保健センターにおいて妊婦の不安軽減のため妊婦保健指導を実施しながら交付している。平成 28 年度からは母子保健支援相談員（母子保健コーディネーター）が面接し、個別計画を作成している。

日 時： 通年（毎週火・木曜日は集団交付 96 回実施） 午前 10 時～

場 所： 保健センター

内 容： ①個別相談

②母子手帳、受診券等使い方説明

妊娠週数別届出者数(週数別)

	第11週以内	第12～19週	第20～27週	第28週以上	分娩後	不詳	計
届出数	625	19	0	1	0	0	645
受診率(%)	96.9	2.9	0	0.2	0	0	100

*備考：就業者 526 名、喫煙者 36 名、飲酒者 2 名

4. 妊婦、乳幼児健康診査

(1) 妊婦健康診査（医療機関委託）

令和 5 年度より多胎妊娠の妊婦健康診査受診票 5 回分助成追加開始

妊婦健康診査受診者数

交付回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合 計
R5	603	595	558	585	553	546	526	544	504	508	439	462	302	191	6,916
R6	524	529	524	529	517	516	508	538	480	500	421	484	329	179	6,578
R7	558	553	547	533	552	543	524	533	534	506	479	494	359	228	6,943

※各々の回数において利用された数

(2) 産後健康診査（医療機関委託）

令和 5 年度より 2 回の公費負担を実施

産後健康診査受診状況

		受診者数	異常なし	異常あり
R5	1 回	536	465	71
	2 回	151	144	7
R6	1 回	484	396	88
	2 回	528	498	30
R7	1 回	520	473	47
	2 回	527	501	26

(3) 乳児健康診査（医療機関委託）

乳児期における先天性異常や疾病等の早期発見、早期治療の促進を図るため、健康診査２回分を公費負担にて実施

乳児健康診査受診状況

	受診者数（１回目）			受診者数（２回目）		
	異常なし	異常あり	計	異常なし	異常あり	計
R5	495	43	538	391	30	421
R6	480	51	531	332	24	356

令和７年度より結果の集計を変更

受診者数（１回目）

	異常なし	既医療	要経過 観察	要治療	要精密	計
R7	463	17	27	8	23	538

受診者数（２回目）

	異常なし	異常あり	計
R7	363	44	407

(4) 新生児聴覚検査（医療機関委託）

令和２年度より新生児聴覚検査の公費負担を実施

新生児聴覚検査受診状況

	受診者数	異常なし	再検査
R5	478	466	12
R6	465	459	6
R7	548	537	11

(5) 3・4 か月児健康診査（集団健康診査）

目 的： 発達チェックに重要な月齢である3・4 か月児に対して健康診査を行い、異常の早期発見に努めるとともに、保護者に集団及び個別に保健指導（家族計画を含む）を実施することにより児の健全な育成を期するものとする。

場 所： 保健センター

内 容： 問診、身体計測、診察、ブックスタート

回 数： 29 回/年

受診状況及び結果

内 訳		年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
対 象 者 数			627	633	577
受 診 者 数			615	619	572
受 診 率 (%)			98.1	97.8	99.1
問 題 な し			208	192	218
診 察 所 見	要 観 察		50	40	52
	要精密検査		39	39	47
	要 医 療		14	9	10
	既 医 療		97	65	54
子育て支援	自 ら 対 処 可 能		160	177	119
	保健機関継続支援		49	47	44
	他機関連携支援		16	2	1
	状 況 確 認		145	165	149

未受診児把握状況

内 訳		年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
未 受 診 者 数			12	13	5
結 果 内 訳	医療機関及び他市にて受診		6	8	4
	面 接 訪 問 指 導		6	5	1
	未 把 握		0	0	0

(6) 1歳6か月児健康診査（集団健康診査）

目 的： 幼児期初期の身体発育や精神発達などの健康診査を実施することにより、運動機能、視覚、聴覚等の障害、精神発達の遅滞をもった幼児を早期に発見し、適切な指導を行う。また、子育て支援の視点から育児についての保健指導を行う。木育推進を目的としたプレイウッド事業を令和2年10月より開始。1歳6か月児健診で積み木セットを進呈。

場 所： 保健センター

内 容： 身体計測、診察、問診、歯科健診、歯科指導

回 数： 15回/年

受診状況及び結果

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
内訳				
対象者数		573	609	573
受診者数		569	598	565
受診率(%)		99.3	98.2	98.6
問題なし		108	174	135
医科所見	要観察	28	51	23
	要精密検査	11	8	13
	要医療	3	8	6
	既医療	29	32	30
子育て支援	自ら対処可能	122	142	88
	保健機関継続支援	34	44	27
	他機関連携支援	7	10	5
	状況確認	294	306	303

歯科健康診査受診状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分				
受診者数		569	598	565
う蝕有病者数(人)		3	5	5
う蝕有病率(%)		0.5	0.8	0.9
う歯総数(本)		10	15	13
1人平均う歯総数(本)		0.02	0.03	0.02
う蝕有病者1人平均う歯数(本)		3.3	3.0	2.6

未受診児把握状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
内訳				
未受診者数		4	11	8
結果内訳	医療機関及び他市にて受診	3	9	5
	面接・訪問指導	1	2	2
	電話指導	0	0	0
	保育園指導	0	0	1
	未把握	0	0	0

(7) 3歳児健康診査（集団健康診査）

目 的： 3歳児は自我が芽生え、社会性を身に付け始める大切な時期である。
この時期に健診を行い、異常の発見、早期治療につなげる。また、
健康な生活習慣の獲得について、子育て支援の視点から助言を行う。

場 所： 保健センター

内 容： 身体計測、診察、問診、スポットビジョンスクリーナー、歯科健診、
視聴覚検査、食育の話

回 数： 16回/年

受診状況及び結果

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
内訳	対 象 者 数	561	659	597
	受 診 者 数	555	652	592
	受 診 率 (%)	98.9	98.9	99.2
	問 題 な し	166	163	201
	医 科 所 見			
	要 観 察	40	30	25
	要 精 密 検 査	54	64	44
	要 医 療	6	8	7
	既 医 療	24	29	30
子育て支援	自 ら 対 処 可 能	165	269	175
	保 健 機 関 継 続 支 援	19	23	27
	他 機 関 連 携 支 援	44	38	55
	状 況 確 認	140	135	115

歯科健康診査受診状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
区分	受 診 者 数	555	652	592
	う 蝕 有 病 者 数 (人)	37	36	36
	う 蝕 有 病 率 (%)	6.7	5.5	6.1
	う 歯 総 数 (本)	106	131	101
	1人平均う歯総数(本)	0.2	0.2	0.2
	う蝕有病者1人平均う歯数(本)	2.9	3.6	2.8

未受診児把握状況

年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度
内訳	未 受 診 者 数	6	7	5
	医 療 機 関 及 び 他 市 に て 受 診	2	0	3
結果内訳	面 接 ・ 訪 問 指 導	4	4	2
	電 話 指 導	0	0	0
	保 育 園 指 導	6	0	0
	未 把 握	0	0	0

5. 健康相談及び健康教育

(1) 育児相談

乳幼児期における発育、発達状況及び育児に関する相談について、個別相談に応じ不安の軽減を図り、母子の健康保持増進に努めると同時に、保護者同士の交流も図っている。

(ア) 面接、来場による育児相談

日 時： 幼児受付 10 時～（月 1 回）、乳児受付 13 時～（月 1 回）24 回/年

場 所： 保健センター

内 容： 身体計測、個別相談

ス タ ッ プ： 保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士、公認心理士

実施件数（延べ）

	乳児	幼児	合計	心理相談
R5	181(7)	352	533	7
R6	168(15)	363	531	2
R7	206(18)	280	486	2

（ ）内は母乳相談再掲

(イ) 電話相談（随時）

妊娠中から思春期にわたり、相談内容も育児の相談から心の悩みまで様々である。

乳児期では、離乳食など栄養に関する相談が多く、子どもの発育への関心が高い。

幼児期では、栄養に関する相談に加え、言語や躰に関する相談が増えている。

必要なケースは保健師の訪問や、育児相談（来場）等で対応している。

実施件数（延べ）

R5	1,762
R6	2,008
R7	2,701

(2) 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査個別相談

健診において、発達や育児における心配や不安のある保護者に対して、親子が心身ともに健やかに成長し、豊かな子育てができるよう支援する。

また、言葉の遅れや発達について心配のある児に対しては、適切な時期に適切な相談や支援が受けられるように情報提供し、継続的な支援を行っている。

個別相談者数（延べ）

	1歳6か月児健診	3歳児健診
R5	53	68
R6	68	70
R7	50	68

(3) パパママクラス

妊婦及びパートナーが妊娠・出産・育児について正しい知識を身につけ、安全で快適なマタニティーライフが送れること、父母としての自覚を深めることが出来ることを目的に実施している。

回 数： 楽しく子育てコース6回・スマイルパパコース6回

場 所： 保健センター

対 象 者： 妊婦及びその家族

内 容： 下記表内に記載

ス タ ッ フ： 保健師、助産師

コース	内 容	参加人数
楽しく子育て コース (6回)	① 子育て支援センター見学 ② 産前産後の身体とこころの変化(保健師講話) ③ 赤ちゃんの特徴とお世話体験(助産師講話)	妊婦 57人 家族 44人
スマイルパパ コース (6回)	①沐浴体験 ②妊婦体験 ③お産のワンポイントと育児についての話	妊婦 97人 家族 98人

(4) マタニティサロン

令和7年10月より開始。

母乳育児についての情報を啓発することにより、保護者が母乳育児を実践しやすい環境を整え、母乳育児や授乳に対する不安を軽減する。

また、出産・育児に関する知識不足を解消し、産後の保護者のメンタルヘルスの不調や育児不安・育児手技不足を予防すること及び妊娠中から気軽に相談できる場を整備し、妊婦同士や支援者とのつながりの場を提供し、妊娠・出産・育児に関する不安を軽減し、産後安心して子育てができるようにすることを目的に実施している。

日 時： 毎週木曜日 11時～

場 所： 保健センター

対 象 者： おおむね妊娠8か月以降の妊婦

内 容：

ス タ ッ フ： 助産師

実施件数（延べ）

R7	27
----	----

(5) 離乳食講習

目 的： 乳幼児期の健全な成長、発達を促すため乳幼児期における栄養問題と
りあげながら離乳食指導をすすめ、適切な実施方法を身につける。

対 象 者： 乳児を持つ家族

周 知 方 法： 赤ちゃん訪問時、3・4 か月児健康診査受診時案内、広報、市ホームページ

回 数： 前期 12 回 後期 6 回

場 所： 保健センター

内 容： 前期 栄養士講話(離乳食の始め方、注意点や進め方)

離乳食の試食、個別相談

後期 歯科衛生士講話（食生活とむし歯予防）

栄養士講話(3 回食以降の離乳食の進め方)

離乳食の試食、個別相談

ス タ ッ プ： 保健師、管理栄養士、歯科衛生士、助産師

受 講 者 数

	前 期	後 期
R5	175	96
R6	190	79
R7	217	93

(6) さくらんぼクラブ(肢体不自由児支援・相談事業)

目 的： 慢性疾患や身体に関する障がいを持つ児と保護者に対して、保育士に
よる親子遊びや歌の紹介、親同士の交流の場を提供することで、社会的
刺激と共に、互いに支えあうという精神的援助を目的としている。

回 数： 年 12 回

場 所： 中央子育て支援センター

ス タ ッ プ： 保健師、保育士、音楽療法士

参 加 者 数

	実人数	延べ人数
R5	11	50
R6	6	32
R7	4	16

(7) 親子教室（1歳6か月児健診事後指導教室）

1歳6か月児健康診査後の精神面の経過観察が必要な児に対して、継続指導を行うことにより、親子のふれあいを通して健全な発達を促すための指導を行う。

場 所： 保健センター

ス タ ッ プ： 保健師、公認心理士、保育士

参 加 者 数

	実施回数	実人数	延べ人数
R5	24	90	281
R6	24	81	221
R7	24	76	197

参 加 理 由

精神発達(言葉の遅れなど)	保育問題	その他(先天性疾患)	計
75	0	1	76

事 後 状 況

終了	集団療育指導 (ひまわり保育)	就園	親子OB	継続参加	転出	その他	計
16	24	5	3	20	3	5	76

(8) 親子OB教室

- 目 的： ① 親子教室を卒業した来年度就園予定の児及び保護者に対して、就園に伴う不安や育児に関する相談に応じる。
- ② 3歳児健診で就園及び子どもの発達について不安を持つ保護者に対して問題を共有し、相談に応じる。
- ③ 自由遊びを通し、保護者同士が交流し情報交換の機会とする。

場 所： 保健センター

ス タ ッ プ： 保健師、公認心理士、保育士

参 加 者 数

	実施回数	実人数	延べ人数
R5	6	20	71
R6	6	17	56
R7	8	14	46

(9) 思春期教育（いのちの教育）

自己否定感情を持つことが多い子どもたちに、自分が大切に育てられてきたこと、周囲に望まれて生まれてきたこと、生きる力を兼ね備えて生まれてきたことを伝え、自身や喜びをもって生きることの大切さを伝えるため市内小学校にて「いのちの教育」を実施している。令和4年度からは、市内中学校でも開始している。

<小学校>

目 的： 生命の誕生を体験型学習によって学ぶことにより、人への思いやり
生命を大切にすることを育む。

対 象： 小学4年生児童

場 所： 市内7小学校（21回）

ス タ ッ プ： 保健師、助産師

参 加 者 数

場所 \ 年度	R5	R6	R7
来迎寺小学校	101	92	90
知立南小学校	116	104	113
八ツ田小学校	50	51	73
知立東小学校	34	44	46
知立小学校	129	121	137
猿渡小学校	53	53	66
知立西小学校	87	88	73
合 計	570	553	598

<中学校>

目 的： 命の大切さを学び、自分はかけがえない大切な存在であることを認識
することにより、他者をも大切にすることができる。

また、性についての正しい知識を得ることで、性に対する自己決定能力
を高めることができる。

対 象： 中学校2年生の生徒

場 所： 市内3中学校（3回）

ス タ ッ プ： 保健師、助産師

参 加 者 数

場所 \ 年度	R5	R6	R7
竜北中学校	213	489	223
知立中学校	181	343	209
知立南中学校	156	336	160
合 計	550	1,168	592

6. 歯科衛生

口腔の成長発達に応じてう蝕予防を行い、健やかな歯を保つことを目的としている。

(1) 妊産婦歯科健康診査（医療機関委託）

目 的： 妊娠中はホルモンの影響による唾液分泌の変化や悪阻により、口腔内の清潔保持が難しくなるため、歯科健診、歯科相談の機会を提供し、歯科疾患の発生予防、または、進行防止を図る。

対 象 者： 妊産婦（ただし、産婦は1年未満に限る）

診 査 項 目： 歯科健診及びブラッシング指導

場 所： 市内指定歯科医療機関（25 医療機関）

妊産婦歯科健康診査受診状況

	受診者数	現在歯数	健全歯数	未処置歯数	歯肉出血		歯周ポケット		
					0	1	0	1	2
R5	239 人	6,757 本	5,259 本	282 本	46	193	61	161	17
R6	294 人	8,248 本	6,539 本	269 本	61	233	82	199	13
R7	253 人	7,011 本	5,807 本	238 本	47	206	66	170	17

(2) 1歳6か月児フッ化物塗布

回 数： 15 回

対 象： 1歳6か月児健康診査受診者のうち、希望者

受 診 者 数

	人 数	割合 (%)
R5	328	57.6
R6	355	59.4
R7	299	52.9

(3) フッ化物無料塗布

歯科医師会による「歯と口の健康週間」事業の協力として実施

実施機関： 主催 知立市歯科医師会

協力 知立市

対象： 0歳児～年少児

回数： 1回

場所： 保健センター

受診者数

R5	107
R6	67
R7	233

(4) 歯☆ぴか健診（2歳児フッ化物塗布）

対象： 2歳児

周知方法： 広報掲載、1歳6か月児健康診査時に案内、個別通知、
市内子育て支援センター・児童センターにてポスター掲示

回数： 年3回

場所： 保健センター

スタッフ： 歯科医師、歯科衛生士、保健師

内容： 歯科健診、フッ化物塗布、歯科衛生指導、歯科健康教育

受診者数

R5	139
R6	141
R7	98

7. 家庭訪問指導

(1) 家庭訪問

不安の高い妊産婦や保健指導を必要とする乳幼児、育児環境に保健指導が必要な母子等に保健師等が家庭訪問を行い、安心して育児ができるよう支援している。

外国籍家庭で乳幼児健診未受診児や発達等に不安のある児を持つ家庭へは、ポルトガル語通訳者と訪問し、各家庭の状況に応じた育児支援や発達相談、健診受診勧奨などを行っている。

保健センターでは、従来母子保健法に基づく妊産婦、新生児、乳幼児訪問等を実施してきたが、平成 19 年度より児童福祉法に基づくこんにちは赤ちゃん訪問、養育支援訪問も実施している。

訪問総数

		妊婦	産婦	新生児 (未熟児を除く)	未熟児	乳児 (新生児・未熟児を除く)	幼児	その他 不在	合計
R5	実人数	27	595	69	50	517	36	0	1,294
	延べ人数	29	615	69	50	530	53	0	1,346
R6	実人数	17	601	76	53	524	39	0	1,310
	延べ人数	20	626	76	53	548	80	0	1,403
R7	実人数	10	568	74	39	500	42	0	1,233
	延べ人数	21	587	75	39	540	66	0	1,328

*厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」に基づいて集計している。

用語の解説： 新生児（出生後 28 日に満たない乳児）

乳児（満 1 歳未満の児）

未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した乳児）

幼児（満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの児）

(2) こんにちは赤ちゃん訪問

目的： 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ることをねらいとする。

対象者： 原則として生後4か月までの乳児のいる家庭

内容： 家庭訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聴き相談につなげるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行う。
- ③ 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜関係者によるケース会議を行い、育児支援家庭訪問事業をはじめとした各関係機関との連絡調整をする。

スタッフ： 保健師、助産師、看護師、保育士、通訳

訪問数

	対象児数	訪問数	実施率	内訳			他市へ 訪問依頼 (実人数)	未実施
				乳児	新生児	未熟児		
R5	599	591	98.6%	472	69	50	13	8
R6	649	602	92.8%	473	76	53	18	29
R7	600	565	94.2	454	73	38	13	22

未実施の理由：入院2件 来所10件 転出8件 その他の理由2件

(3) 養育支援家庭産後ヘルパー派遣事業（令和7年度で終了）

目的： 出産後の養育が適切に行われるようにホームヘルパーを遣い、家事支援を行う。

委託先： 公益社団法人 知立市シルバー人材センター

対象者： 出産後2か月以内の家庭で、知立市要支援事例連絡会の対象家庭

利用数

	人	延べ日数
R5	0	0
R6	1	21
R7	0	0

8. 助成事業

(1) 一般不妊治療費補助金事業

不妊で悩んでいる夫婦にその治療費の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図る。

対 象 者： 夫婦のどちらかが知立市に住所があり、医療保険に加入し、医師に不妊治療の必要があると診断された法律上の夫婦。ただし、他の市町村で同様の補助を受けている場合は非該当

対象治療等： 不妊検査、一般不妊治療、人工授精

対 象 費 用： 不妊治療に要した費用の自己負担額（健康保険適用外の費用も対象）

補 助 内 容： 1 夫婦 1 年度につき 1 回、自己負担額の 2 分の 1 で、上限 5 万円

補 助 件 数

R5	81
R6	113
R7	105

(2) 母子栄養強化事業

母体の健康を保持し、胎児及び乳児を健全に成長させるために栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳児に対して、栄養食品として牛乳または相当量の調整粉乳を支給する。

支給対象者： 市民税非課税世帯に属する妊産婦又は乳児。ただし、乳児は定期健康診査の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められたものに限る。

支給期間及び支給量： ① 妊産婦 支給決定日の属する月の翌月の初日から、出産日後 3 か月を経過する日の属する月の末日までの間、1 日につき牛乳 200 ミリリットル

② 乳児の保護者 乳児の出生後、満 4 か月を経過する日の属する月の初日から 9 か月間、1 日につき牛乳 200 ミリリットルに相当する調整粉乳

支 給 件 数： 妊産婦 0 人 乳幼児 0 人

(3) 低所得妊婦初回産科受診料支援事業

早期の妊娠の届出を勧奨し、母体と胎児の健康の保持・増進のため、妊娠判定を受ける低所得者に対し初回産科受診料を一部助成する。

対 象 者： 市民税非課税世帯、生活保護世帯に属する人

対 象 経 費： 保険外診療で行った妊娠判定に要する問診、診察、超音波検査、尿検査及び文書料（妊娠届出書または診断書）に係る費用

助 成 額： 上限 1 万円

支 給 件 数： 0 人

9. にじいろニコニコ事業

平成 29 年度より子育て世代包括支援センターを設置し、にじいろニコニコ事業を開始した。その後、児童福祉法等の改正を受け、令和 7 年 4 月にこども家庭センターを設置し、母子保健機能として、にじいろニコニコ事業を継続して実施している。

妊娠期から子育て期にわたり、伴走型相談支援による面談等で得た情報をもとに、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じる。必要時、個別にサポートプランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、妊産婦並びに乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援を行なう。

(1) 利用者支援事業

妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握したうえで、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、当事者目線に立った寄り添い型の支援。

(ア) マタニティ応援プラン作成

母子手帳交付時に母子保健支援相談員（母子保健コーディネーター）が面接し、個別支援プランを作成している。

作成件数

R5	745
R6	715
R7	718

(イ) 妊娠 8 か月アンケート

令和 5 年度より妊娠 8 か月の妊婦へアンケート送付を開始。

出産前から介入することで不安の軽減に努め、安心して出産を迎えられるよう支援する。

	対象者数	回答数	情報提供	電話支援	面談
		回答率 (%)			
R5	608 人	608 人	169 件	106 件	7 件
		100.0%			
R6	631 人	631 人	232 件	188 件	17 件
		100.0%			
R7	596 人	596 人	125 件	158 件	22 件
		100.0%			

* 帰国、転出、流産・死産・産後は対象者より除く

(ウ) お誕生おめでとう電話

出産後 1 か月以内に助産師が電話にて産婦及び乳児の状況を把握し、相談に応じる。

実 施 件 数

R5	608
R6	640
R7	592

(エ) おっぱい相談

日 時 : 月～金曜日 (時間は応相談)

場 所 : 保健センター

ス タ ッ フ : 助産師

実 施 件 数 (延べ)

R5	57
R6	56
R7	43

(2) 産前・産後サポート事業

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者などの相談しやすい「話し相手」または助産師等の専門家による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。

(ア) 巡回育児相談

昭和児童センターに出向き、主に外国籍の方に相談支援を実施。

	実施回数	延べ人数
R5	6	110
R6	6	140
R7	6	171

(3) 産後ケア事業

目的： 出産直後の母子支援として、一定期間医療機関又は助産院において、母体の休養及び体力の回復並びに母体及び乳児のケアを行うことにより、母子の心身の安定及び育児不安の解消を図る。

委託先： 産科医療機関及び助産院

対象者： 出産後1年を経過しない産婦及び乳児

- ・産後の体調不良により安定的な養育が困難で支援の必要性がある人
- ・産後の休養・栄養管理など日常の生活面について保健指導を必要とする人

内容： 助産師による指導、助言、相談
令和5年度より訪問ケア開始

利用数

	通所		宿泊		訪問	
	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)
R5	11	40	12	22	3	4
R6	41	89	26	92	6	7
R7	45	88	40	149	14	20

(4) 産後家事援助費助成

目的： 出産に伴い日常生活を営むのに支障がある母親を抱える世帯に対して、家事援助事業を利用したことに伴い支払った費用の一部を助成することにより、産後の不安を解消し経済的負担の軽減を図る。

対象者： 産後3か月未満（多胎児の場合は生後1年未満）で家族や周囲から十分な支援を受けることができない人。

内容： 公益社団法人知立市シルバー人材センター・イコニコカンパニーが行う家事援助事業

利用数

	人	延べ日数
R5	4	51.5
R6	10	117
R7	8	94

(5) 多胎児支援

(ア) 妊婦健康診査費支援事業

令和5年度より多胎妊婦に対して、通常14回の妊婦健康診査に加え、受診した健康診査に係る費用を助成する。(最大5回まで)

	人数	延べ回数
R5	0	0
R6	0	0
R7	1	2

(イ) 多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者との交流会を実施

	実施回数	参加親子
R5	3	22組
R6	3	23組
R7	3	21組

(ウ) 多胎児家庭健診サポート事業

目 的： 乳幼児健診を受診する上で負担の多い多胎児家庭の保護者に対し、主任児童委員と連携し、健診に付き添い、サポートすることで受診における負担の軽減を図る。

対 象 者： 知立市保健センターにおける乳幼児健診を受診する多胎育児者で、親族等から支援を受けることができない人。

内 容： ①乳幼児健診時に付き添い、サポートする。
②子育ての不安や悩みを傾聴する。
③地域の子育て支援に関する紹介を行う。

	利用家庭
R5	2組
R6	4組
R7	3組

(6) にじいろニコニコネットワーク会議

目 的： 地域における妊娠・出産・育児における切れ目ない支援事業の推進を図るため、子育て支援を提供している機関や保健・医療・福祉の行政機関など関係機関との連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われることをねらいとする。

実施回数： にじいろニコニコネットワーク会議 1 回
 にじいろニコニコ推進会議 7 回
 にじいろニコニコ実務者会議 10 回

(7) にじいろニコニコ出産・子育て応援金事業（令和 7 年度で終了）

全ての妊婦、子育て家庭に対して、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るために、妊娠届出時や赤ちゃん訪問時に面談を行った妊産婦等に対して応援金を支給する。また、妊娠期から子育て期における相談支援の充実を図る。

出産応援金（令和 4 年 4 月以降令和 7 年 3 月 31 日までに妊娠届出または出産した人 1 人につき 5 万円支給）

子育て応援金（令和 4 年 4 月以降令和 7 年 3 月 31 日までに出生した児 1 人につき 5 万円支給）

支給件数

	出産応援金	子育て応援金
R5	619	572
R6	732	680
R7	－	90

(8) 妊婦のための支援給付事業（令和 7 年 4 月開始）

全ての妊娠・子育て世帯が安心して出産及び子育てができるよう、出産育児関連用品の購入や、子育て支援サービスの利用等における経済的な負担の軽減を図る。また、妊娠期から子育て期における相談支援の充実を図る。

妊婦のための支援給付①（令和 7 年 4 月以降に妊婦給付認定申請があった人に 5 万円支給）

妊婦のための支援給付②（令和 7 年 4 月以降に胎児の数の届出をした人胎児の数 1 人につき 5 万円支給）

支 給 件 数

R7	1,200
----	-------

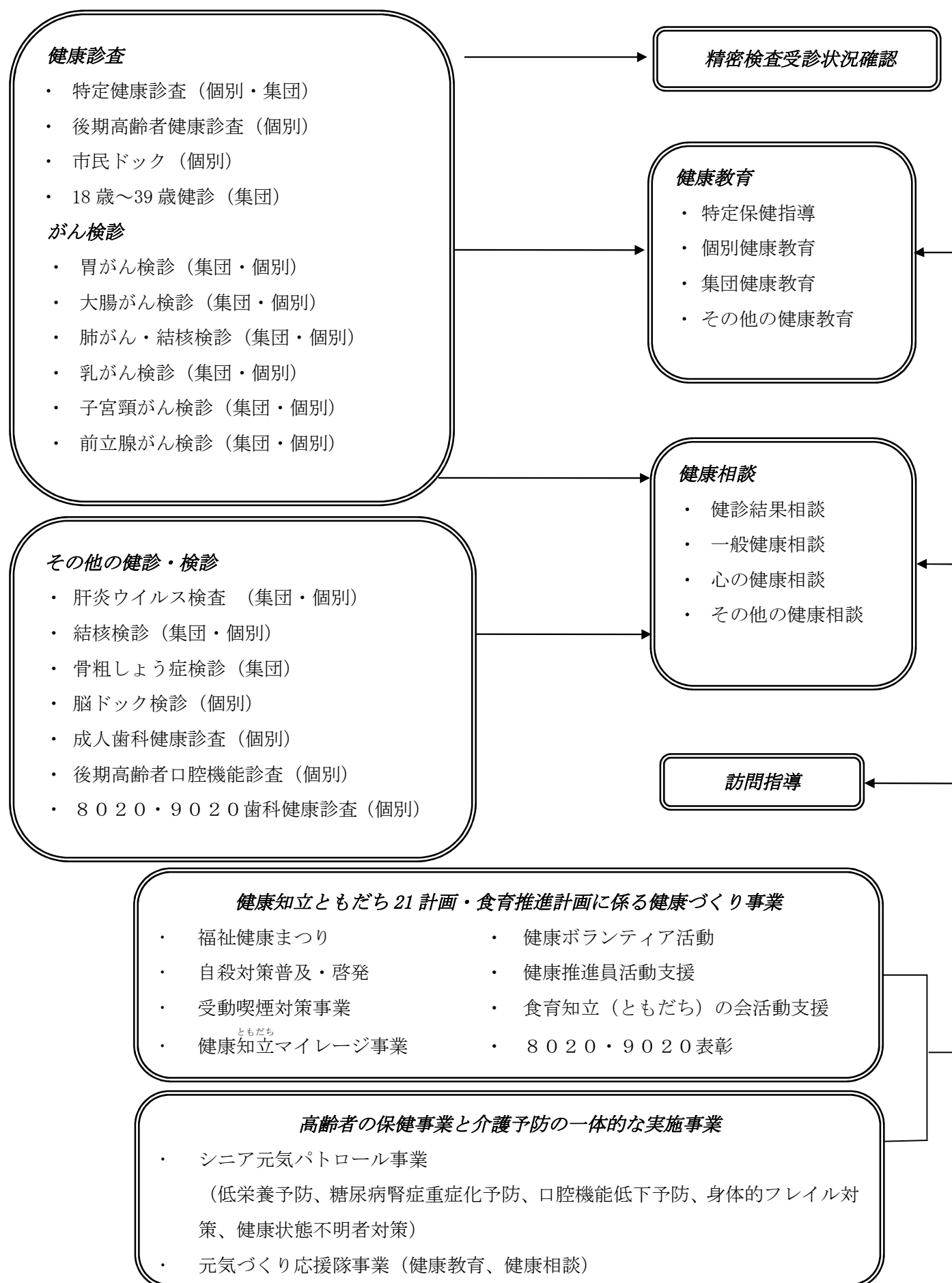
Ⅲ. 成人保健事業

1. 成人保健事業内容及び実績

事業	内 容	協力依頼機関等	回 数	実 績
保 健 対 策 推 進 会 議	保健センターの運営及び市民の健康づくりに関する重要事項の調査審議、健康増進・食育計画、こころ応援計画の作成及び推進等	医師会、歯科医師会、薬剤師会、区長会、民生委員、保健所、社会福祉協議会、職業安定所、商工会、市民公募等	2 回	R7. 7. 2 R8. 3. 10
健 康 手 帳	20 歳以上の希望者に対して交付		年 間	430 人
健 康 診 査	特定健康診査 後期高齢者健康診査	医師会	6 月～10 月 (個別) 12 月(集団)	特定 3,053 人 後期 3,837 人 計 6,890 人
	市民ドック (総合健診)	刈谷医師会臨床検査センター	6 月～2 月	276 人
	18 歳～39 歳健診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 5 回	170 人
が ん 検 診	胃がん検診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 14 回	集団 379 人
		医師会	市民ドックと 同時及び 6 月～10 月	個別 691 人
				計 1,070 人
	大腸がん検診 (便潜血検査)	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 16 回	集団 569 人
		医師会	市民ドックと 同時及び 6 月～10 月	個別 3,118 人
				計 3,687 人
	肺がん・結核検診 (胸部レントゲン検査、喀痰細胞診)	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 16 回	集団 578 人
		医師会	市民ドックと 同時及び 6 月～ 10 月	個別 2,430 人
				計 3,008 人
	乳がん検診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 14 回	集団 502 人
		契約医療機関 (1ヶ所)	市民ドックと 同時及び 6 月～2 月	個別 1,157 人
		刈谷医師会臨床検査センター		
				計 1,659 人
	子宮頸がん検診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 14 回	集団 557 人
		医師会 (婦人科 1ヶ所)	市民ドックと 同時及び 6 月～2 月	個別 642 人
		医療機関	通 年	妊産婦 548 人
				計 1,747 人
	前立腺がん検診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 9 回	集団 133 人
		医師会	6 月～10 月	個別 2,052 人
				計 2,185 人

事業	内 容	協力依頼機関等	回 数	実 績
そ の 他 検（健）診	肝炎ウイルス検診 B型：C型	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 9 回	集団 144 人
		医師会	市民ブックと 同時及び 6 月～10 月	個別 476 人
				計 620 人
	結核検診（胸部レントゲン検査） （肺がん・結核検診受診者再掲）	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 16 回	集団 578 人
		医師会	市民ブックと 同時及び 6 月～10 月	個別 5,901 人
				計 6,479 人
	骨粗しょう症検診	刈谷医師会臨床検査センター	年 間 11 回	集団 309 人
	脳ドック検診	契約医療機関（2ヶ所）	8 月～2 月	個別 240 人
	成人歯科健康診査	歯科医師会	4 月～9 月	個別 643 人
	後期高齢者歯科口腔機能健康診査	歯科医師会	4 月～9 月	個別 114 人
	8020・9020 歯科健康診査	歯科医師会	4 月～9 月	個別 92 人
健 康 教 育	からだ改善 1 日健康講座・健康 推進員活動・健康ボランティア 活動・その他	医師会、歯科医師会、 薬剤師会	年 間 193 回	計 6,321 人
健 康 相 談	健診結果・一般・心・その他	医師会、歯科医師会、地区組織	年 間 75 回	254 人
	特定保健指導	保健師、管理栄養士、健康運動指導士	7 月～3 月	44 人
家 庭 訪 問	保健、介護、生活習慣病指導			3 人（延 4 人）
ボ ラ ン テ ィ ア 育 成 支 援 事 業	食育知立（ともだち）の会		25 回	21 人（延 167 人）
	健康推進員		17 地区	地区講座 1,887 人
	健康ボランティア		13 回	44 人（延 330 人）
健康づくり活動	健康知立マイレージ	健康知立マイレージ 協賛店、愛知県	5 月～1 月	681 人（延 923 人）
表 彰 式	8020・9020 表彰	歯科医師会	1 回	8020 表彰 53 人 9020 表彰 17 人
高 齢 者 の 保 健 事 業 と 介 護 予 防 の 一 体 的 な 実 施 事 業	低栄養予防		通 年	訪問 延 358 人
				電話 延 36 人
	糖尿病性腎症重症化予防		通 年	訪問 延 50 人
				電話 延 26 人
	口腔機能低下予防		通 年	訪問 延 80 人
				電話 延 1 人
	身体的フレイル対策		通 年	訪問 延 76 人
				電話 延 0 人
	健康状態不明者対策		通 年	訪問 延 60 人
				電話 延 13 人
	健康教育		17 か所 31 回	延 566 人
	健康相談		17 か所 31 回	延 316 人
	周知・啓発（フレイル予防）		通 年	8,721 人
そ の 他 助 成 事 業	がん患者アピアランスケア支援 事業費補助金			ウィッグ 18 人 乳房補正具 7 人
	若年がん患者在宅療養支援 事業費補助金			0 人

2. 成人保健体系



3. 健康診査

(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査

目 的： 平成 20 年度より医療制度改革を受け、メタボリックシンドロームを早期発見、予防することを目的としており、必要者には特定保健指導へとつなげ生活習慣の改善を図っている。

対 象 者： 40 歳以上の知立市国民健康保険に加入している者、後期高齢者医療保険に加入している者、生活保護及び無保険の者

周 知 方 法： 個別通知、広報掲載

実 施 場 所： 個別健診…市内指定医療機関
集団健診…保健センター、刈谷医師会健診センター

期 間： 6 月～10 月(医療機関)・12 月(集団 3 回)
平成 25 年度よりがん検診と同期間で実施

検 査 内 容： 問診、身体測定、血圧測定、理学的検査、血液検査など
心電図は当該年度結果や医師の判断により必要者のみ実施、眼底検査は前年度結果等から必要者のみ実施

受診状況及び結果

特 定 健 診

年度 \ 区分	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
R3	8,588	3,458	40.3
R4	8,904	3,414	38.3
R5	8,049	3,216	40.0
R6	7,900	3,212	40.7
R7	7,492	3,053	40.8

後期高齢者健診

年度 \ 区分	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
R3	7,227	3,103	42.9
R4	7,510	3,373	44.9
R5	8,018	3,595	44.8
R6	7,909	3,735	47.2
R7	8,098	3,837	47.4

※市民ドック国保加入者分を含む

(2) 市民ドック（総合健診）

目 的： 健康診査および各種がん検診を総合的に実施することにより健康管理意識の向上を図ることを目的とする。

対 象 者： 年度末年齢 40～69 歳の市民で、下記①または②に該当する人

① 知立市国民健康保険被保険者

② 職場等で受診する機会のない人

令和 7 年度より対象年齢の上限を 64 歳から 69 歳に拡大。

周 知 方 法： 広報掲載、ホームページ掲載、特定健康診査受診票に案内を同封

実 施 場 所： 刈谷医師会健診センター

検 査 内 容： 一般健康診査、胃がん検診、肺がん・結核検診、大腸がん検診、
前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診（過去に受けたことのない者）、
子宮頸がん検診、乳がん検診等

受診状況及び結果

年度	受診者（人）
R5	186
R6	197
R7	276

(3) 18 歳～39 歳健診

目 的： 近年の循環器疾患等の動向を踏まえ、これらの疾患を早期に発見し、
栄養や運動等の生活改善や適切な治療に結びつけることを目的とする。

対 象 者： 18 歳～39 歳の市民

周 知 方 法： 広報、ホームページ掲載、チラシ配布

令和 7 年度より対象者の国民健康保険被保険者へ個別受診勧奨を開始。

実 施 場 所： 刈谷市医師会健診センター 年 5 回

内 容： 問診、血圧測定、尿検査、身体計測、血液検査

受診状況及び結果

区分 年度	受診者(人)	異常なし(人)	放置可(人)	要相談(人)	要精密検査 (人)
R3	107	15	24	41	27
R4	130	13	33	46	38
R5	139	15	34	66	24
R6	147	23	18	64	42
R7	170	8	28	83	51

4. がん検診

(1) がん検診

目的： 早期発見、早期治療を進め、医療費の軽減を図るとともに、働き盛りの市民の生命を守り、豊かで安心できる基盤をつくるために実施する。
平成 22 年度より、利便性を考慮し、保健センター外会場での実施を導入、令和元年度よりレディース検診デーを開始した。
令和 3 年度より、協会けんぽと合同集団健（検）診を開始した。

対象者： 40 歳以上の市民（前立腺がん検診は 50 歳以上の男性、乳がん検診は 30 歳以上の女性、子宮頸がん検診は 20 歳以上の女性）。

受診率の算出方法：

地域保健・健康増進事業報告に順じて算出（前立腺がん検診を除く）

胃がん検診受診率

$$\frac{(\text{「前年度の受診者数」} + \text{「当該年度の受診者数」} - \text{「2 年連続受診者数」})}{\text{「当該年度の対象者数 (50～69 歳)」}} \times 100$$

大腸がん検診、肺がん検診受診率

$$(\text{当該年度の受診者数}) \div \text{「当該年度の対象者数 (50～69 歳)」} \times 100$$

乳がん、子宮頸がん検診受診率

$$\frac{(\text{「前年度の受診者数」} + \text{「当該年度の受診者数」} - \text{「2 年連続受診者数」})}{\text{「当該年度の対象者数 (乳：40～69 歳、子宮：20～69 歳)」}} \times 100$$

前立腺がん検診受診率

$$(\text{当該年度の受診者数}) \div \text{「当該年度の受診者数 (50 歳以上)」} \times 100$$

周知方法： 広報、ホームページに掲載。

LINE、ミニバスデジタルサイネージにて情報配信。
健康推進員活動他、各種保健事業において勧奨チラシを配布。

乳幼児健診及び予防接種の個別通知に保護者宛の勧奨チラシを同封。

小・中学生、就園児の保護者に勧奨チラシを配布。

令和 6 年度より特定の年齢へがん検診個別受診勧奨案内を送付。

(7) 胃がん検診

実 施 方 法： 集団検診として年 14 回実施。

個別検診として市内指定医療機関で実施。(6～10 月)

平成 25 年度より特定健康診査と同期間で実施。

市民ドックで実施。(6～2 月)

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密 検査者 (人)	精密検査 受診者 (人)	精 密 検 査 結 果			
					異常 なし (人)	がんで あった者 (人)	がんの 疑いの ある者 (人)	がん以外の 疾患の者 (人)
R3	978	3.1	70	61	9	1	0	51
R4	948	3.6	54	44	8	0	0	36
R5	1,020	3.6	48	38	6	1	1	30
R6	1,090	3.8	49	42	4	1	0	37
R7	1,070	3.9	44	38	4	1	0	33

(イ) 大腸がん検診（便潜血ヒトヘモグロビン検査）

実 施 方 法： 集団検診として年 16 回実施。

個別検診として市内指定医療機関で実施。(6～10 月)

平成 25 年度より特定健康診査と同期間で実施。

市民ドックで実施。(6～2 月)

平成 30 年度より特定健康診査の個別通知に大腸がん検診票及び
採便容器を同封。

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密 検査者 (人)	精密検査 受診者 (人)	精 密 検 査 結 果				
					異常 なし (人)	大腸 がん (人)	ポリープ (人)	憩室 (人)	その他 (人)
R3	3,337	5.4	191	133	44	3	56	14	16
R4	3,342	5.4	197	149	42	12	67	15	13
R5	3,430	5.4	188	126	41	3	53	12	17
R6	3,685	5.7	218	156	34	17	72	12	21
R7	3,687	5.7	210	153	31	13	82	21	6

(ウ) 肺がん検診

実 施 方 法： 個別検診（40～74 歳）を実施。

（平成 26 年度より 65～69 歳、平成 27 年度より 70～74 歳対象拡大）

集団検診（15 歳以上）として年 16 回実施。

個別検診として市内指定医療機関で実施。（6～10 月）

平成 25 年度より特定健康診査と同期間で実施。

市民ドックで実施。（6～2 月）

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密 検査者 (人)	精密検査 受診者 (人)	精 密 検 査 結 果			
					異常 なし (人)	肺がん (人)	結核 (人)	その他 (人)
R3	3,093(45)	6.2	123	95	48	2	0	45
R4	3,076(50)	6.3	149	128	69	2	0	57
R5	3,016(79)	6.2	156	133	70	2	0	61
R6	3,032(76)	6.5	173	154	86	2	1	65
R7	3,008(70)	6.5	136	111	66	0	0	45

() 40 歳未満受診者

(エ) 乳がん検診

実 施 方 法： 集団検診として年 14 回実施。

個別検診として指定医療機関で実施。（6 月～2 月）

30～39 歳は超音波検査（個別検診のみ）を実施。

40 歳以上はマンモグラフィー検査を実施。

市民ドックで実施。（6～2 月）

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (人)	受診者数 (40 歳 以上) (人)	受診率 (40 歳 以上) (%)	要精密 検査者 (人)	精密検 査受診 者 (人)	精 密 検 査 結 果					
						異常 なし (人)	乳 がん (人)	乳頭 腫 (人)	乳腺 症 (人)	線維 腺腫 (人)	その他 (人)
R3	1,584	1,464	13.0	40	34	4	6	0	6	7	11
R4	1,631	1,497	13.3	55	50	8	1	1	2	6	32
R5	1,650	1,541	13.3	46	42	6	5	2	5	5	19
R6	1,750	1,636	14.1	62	56	8	2	1	1	5	39
R7	1,659	1,558	14.2	48	44	1	6	1	2	2	32

(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を含む)

(オ) 子宮頸がん検診

(平成 21 年度より 20 歳以上、平成 24 年度より妊婦子宮頸がん検診も計上)

実 施 方 法： 集団検診として年 14 回実施。

個別検診として市内指定医療機関で実施。(6 月～2 月)

妊婦健診として医療機関にて実施。(通年)

市民ドックで実施。(6～2 月)

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (人)	受診者数 (20 歳以上) (人)	受診率 (20 歳以上) (%)	要精密 検査者 (人)	精密検査 受診者 (人)	精 密 検 査 結 果			
						異常 なし (人)	がんで あった者 (人)	がんの疑い のある者 (人)	異形成・ その他 (人)
R3	1,788	1,785	12.9	39	14	3	1	2	8
R4	1,809	1,803	13.0	38	10	6	0	1	3
R5	1,863	1,862	13.1	42	29	13	0	4	12
R6	1,929	1,927	13.8	39	26	7	1	2	16
R7	1,747	1,746	13.4	29	11	3	0	0	8

(新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を含む)

(カ) 前立腺がん検診

実 施 方 法： 集団検診として年 9 回実施。

特定健診と併用し、市内指定医療機関で実施。(個別) (6～10 月)

受診状況及び結果

区分 年度	受診者 (ミッドック受診者分) (人)	受診率 (%)	要精密 検査者 (人)	精密検査 受診者 (人)	異常 なし (人)	前立腺 がん (人)	前立腺 肥大 (人)	その他 (人)	不明 (人)
R3	2,046	14.4	249	181	37	8	53	31	52
R4	2,138	14.8	282	202	45	9	65	68	15
R5	2,111	14.3	282	206	28	8	60	108	2
R6	2,201	14.6	293	228	36	9	78	93	12
R7	2,185	14.3	285	215	41	9	76	79	10

(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業（再掲）

目 的： がん検診受診率が低いため無料クーポンを配布し受診促進を図る。

また、がんの早期発見・早期治療をすすめ、医療費の軽減を図るとともに健康保持及び増進を図る。

対 象 者： 子宮頸がん検診

（生年月日 H16 年 4 月 2 日～H17 年 4 月 1 日に該当する女性市民）

乳がん検診

（生年月日 S59 年 4 月 2 日～S60 年 4 月 1 日に該当する女性市民）

周 知 方 法： 個別通知にて検診無料クーポン券を配布。

広報、ホームページに掲載。

実 施 方 法： 通常のがん検診に準ずる。

検 診 内 容： 通常のがん検診に準ずる。

子宮頸がん検診受診状況

区分 年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
R3	370	30	8.1
R4	346	26	7.5
R5	366	26	7.1
R6	365	26	7.1
R7	377	17	4.5

乳がん検診受診状況

区分 年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
R3	444	84	18.9
R4	446	93	20.9
R5	409	81	19.8
R6	490	105	21.4
R7	453	78	17.2

*受診率＝受診者÷クーポン対象者×100

※平成 21 年度より無料クーポン券（国庫補助）を対象者に配布している。

5. その他の健診・検診

(1) 肝炎ウイルス検診

目 的： 肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を把握し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

対 象 者： 40 歳以上の市民。（過去にこの検査を受けたことがない人）

周 知 方 法： 40 歳の市民へ個別通知。

広報、ホームページに掲載。

実 施 方 法： 集団検診として年 9 回実施。（6 月～翌年 2 月）

特定健康診査と併用して市内指定医療機関で実施。（6 月～10 月）

市民ドックで実施。（6 月～2 月）

検 診 内 容： 問診、C 型肝炎ウイルス検査（HCV 抗体検査、HCV 核酸増幅検査）、B 型肝炎ウイルス検査。（HBs 抗原検査）

※HCV 核酸増幅検査は、HCV 抗体検査で中力価・低力価と判定された者のみ実施

受 診 状 況

区分 \ 年度 肝炎種類	R4		R5		R6		R7	
	C 型 (人)	B 型 (人)	C 型 (人)	B 型 (人)	C 型 (人)	B 型 (人)	C 型 (人)	B 型 (人)
集団	126	126	109	109	153	153	144	144
個別	400	400	460	460	414	414	476	476
合計	526	526	569	569	567	567	620	620

判 定 結 果

年度 \ 肝炎 種類等	C 型		B 型	
	感染している可能性が 極めて高い(人)	感染している可能性が 極めて低い(人)	陽性 (人)	陰性 (人)
R3	3	573	2	574
R4	3	523	2	524
R5	2	567	5	564
R6	1	566	2	565
R7	2	617	2	618

(2) 結核検診（胸部レントゲン検査）（肺がん・結核検診再掲）

目 的： 結核の早期発見・早期治療を目的に実施する。

対 象 者： 集団検診…15 歳以上の市民

個別検診…40 歳以上の市民

周 知 方 法： 広報、ホームページに掲載。

実 施 方 法： 集団検診として年 16 回実施。（肺がん検診と同時に実施）

特定健康診査と併用して市内指定医療機関で実施。（6 月～10 月）

市民ドックで実施。（6～2 月）

検 診 内 容： 胸部 X 線直接撮影。

受診状況及び結果

年度 内訳		R3	R4	R5	R6	R7
直接 撮影者(人)	65 歳未満	1, 066	1, 081	1, 141	1, 225	1, 180
	65 歳以上	4, 820	5, 032	5, 102	5, 179	5, 299
判定(人)	精検者数	6	12	14	9	2
検診 結果(人)	結核患者数	0	0	0	0	0
	発病の恐れ	0	0	0	0	0

(3) 骨粗しょう症検診

目 的： 骨粗しょう症は、寝たきりの原因となる骨折の基礎疾患である。

高齢になっても健康で自立した生活が維持できることを目標に、

骨粗しょう症の早期発見、早期治療に結びつけるために実施する。

対 象 者： 20 歳以上の市民

周 知 方 法： 広報、ホームページに掲載。

実 施 方 法： 集団検診として年間 11 回実施。

検 診 内 容： 問診、定量測定（超音波法）、結果指導。

受診状況及び結果

区分 年度	受診者(人)	経過観察(人)	要精密検査(人)
R3	309	1	8
R4	320	0	8
R5	348	0	8
R6	368	1	13
R7	309	1	6

(4) 脳ドック検診

目 的： 死亡原因、要介護の原因の上位を占める脳血管疾患に対して、
早期発見・早期治療をめざし、医療費の軽減を図るとともに、
市民が豊かで安心して生活できる基盤を作るために実施する。

対 象 者： 40 歳以上の市民で、職場等で受診する機会のない人。
平成 28 年度より、定員を 250 名にした。

周 知 方 法： 広報、ホームページに掲載。

実 施 方 法： 個別検診として市内指定医療機関で実施。(8 月～翌年 2 月)

検 診 内 容： 問診、診察、血圧測定、身長、体重測定、頭部 MRI 検査、
頭部 MRA 検査、頸部 MRA 検査。

受診状況及び結果

区分 年度	受診者(人)	定員(人)	異常なし (人)	要観察(人)	要精検(人)
R3	244	250	155	78	11
R4	241	250	125	106	10
R5	248	250	150	87	11
R6	247	250	140	91	16
R7	240	250	159	73	8

(5) 成人歯科健康診査

目 的： 高齢期に自分の歯を十分に保有し、食べる楽しみを享受できるよう、積極的に健診機会を設けることにより、健康自立への意識を高揚させ、実践に結びつけることで、歯の喪失を予防することを目的とする。

対 象 者： 前年度 20、30、40、45、50、55、60、65、70 歳の市民
(平成 29 年度より対象者に 65 歳を追加)
(令和 6 年度より対象者に 20、30 歳を追加)

周 知 方 法： 広報、ホームページ掲載、個別通知。

実 施 場 所： 市内指定医療機関

診 査 内 容： 歯牙、歯周組織、口腔粘膜の健診及びブラッシング指導。

受 診 状 況

	受 診 者 (人)									受診率 (%)	計 (人)
	20 歳	30 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳		
R3			78	94	103	91	83	64	80	9.3	593
R4			74	71	104	93	115	80	79	9.9	616
R5			63	89	91	102	91	82	75	9.2	593
R6	71	75	82	57	100	88	93	78	85	8.6	729
R7	43	48	64	73	66	102	87	78	82	7.7	643

R7 対象者 8,346 人

(6) 後期高齢者口腔機能検査

目 的： 口腔機能の評価を行い、口腔機能の低下のリスクのある高齢者を治療や事後指導につなげることで、口腔機能の維持、改善を目指し食べる楽しみを享受できること。

また、口腔機能の維持改善により心肺機能の予防等を実現すること。

対 象 者： 前年度 75 歳の市民

周 知 方 法： 広報、ホームページ掲載、個別通知。

実 施 場 所： 市内指定医療機関

診 査 内 容： 歯牙、歯周組織、咬合の状態、粘膜の状態、口腔衛生状況、口腔乾燥、咀嚼能力評価、舌機能評価、嚥下機能評価、口腔体操指導。

受 診 状 況

区分 年度	受診者(人)	受診率 (%)
R7	114	14.6

R7 対象者 780 人

(7) 8020・9020 歯科健康診査

目 的： いつまでも充実した食生活を送り続けるために、80 歳・90 歳になっても自分の歯を 20 本以上残そうという「8020 運動」「9020 運動」を推進するため健診機会を設ける。

対 象 者： 前年度 79 歳、89 歳の市民
平成 30 年度より 9020 歯科健康診査を開始。

周 知 方 法： 広報、ホームページ掲載、個別通知

実 施 場 所： 市内指定医療機関

診 査 内 容： 歯牙、歯周組織、口腔粘膜の健診及びブラッシング指導

受 診 状 況

区分 年度	受診者（人）		受診率 （%）	計 （人）
	79 歳～88 歳	89 歳以上		
R3	102	10	13.2	167
R4	98	17	13.2	191
R5	106	14	14.7	120
R6	114	29	18.3	143
R7	67	25	13.7	92

R7 対象者 672 人

(8) 8020・9020 表彰

目 的： 歯と口腔の健康を保ち、生涯にわたる健康保持、増進及び 80 歳、90 歳になっても 20 本以上自分の歯を保とうという「8020」「9020」運動の意識普及を推進し、高齢者の長年にわたる健康管理を称えることを目的とする。

対 象 者： 昭和 21 年 4 月 1 日以前に生まれた知立市民で、残存歯が 20 本以上あり表彰対象者として知立歯科医師会より認められた人。

（H30 年度より 9020 表彰開始）

実 施 主 体： 知立市歯科医師会（8020 表彰）、知立市（9020 表彰）

表彰者実績

区分 年度	表彰者（人）	
	8020 表彰	9020 表彰
R3	85	8
R4	76	13
R5	85	11
R6	95	17
R7	53	17

6. 健康教育

健康づくりへの意識を高め、疾病を予防し健康的な生活を継続するため各種の健康教育を行っている。また同時に個別に対応した健康相談も行っている。

(1) 医師健康講座

目 的： 医師や歯科医師により正しい知識を得て、「自分の健康は自分で守る」という健康意識の向上を図り、生活習慣病の予防及び健康増進などに資することを目的とする。

対 象 者： 市民

実 施 内 容

実施日	内 容	講 師	参加人数(人)
7月23日	心臓病とは?原因、治療、予防について	あいちハートクリニック 深谷 俊介 医師	37
8月26日	こころについて	西中町クリニック 豊田 かおり 医師	28
10月 1日	腰痛について	よしだクリニック 吉田 光一郎 医師	32

(2) からだ改善 1 日健康講座

目 的： メタボリックシンドロームを予防改善するための具体的な行動変容を支援する指導を行い、健全な生活習慣の確立を通じて生活習慣病を予防する。

対 象 者： 市民

実 施 内 容： 栄養講座 運動講座

ス タ ッ フ： 管理栄養士、運動指導士、保健師、看護師

参 加 者

実施日	栄養講座(人)	運動講座(人)
7月 3日	8	5
9月 2日	8	10
10月 29日	5	10
12月 12日	5	11
2月 5日	3	13
3月 19日	8	13

(3) 特定保健指導

目 的： 特定健康診査の結果、内臓脂肪型肥満等のリスクのある者を対象に、その要因となっている生活習慣を改善するための重点的な保健指導を実施することにより、自覚症状がないまま進行する生活習慣病を減少させ、医療費の減少へと結びつける。

対 象 者： 令和7年度特定健診受診者で、積極的支援、動機付け支援にあたる人。

周 知 方 法： 個別通知

実 施 場 所： 知立市保健センター

期 間： R7年7月～R8年3月（以降も指導は継続）

参 加 者： 積極的支援 実 3人
動機付け支援 実 41人

実 施 内 容： メタボリックシンドロームに関する講義、生活の振り返り、運動指導、食事指導等を集団指導と個別指導を組み合わせ実施。

訪 問 指 導： 未実施

特定保健指導利用率（令和7年度は推計値）

年度	利用率 (%)
R3	20.9
R4	35.5
R5	30.9
R6	30.2
R7	13.6

(4) 職域健康教育

目 的： 市内企業に勤める者を対象に、運動や栄養、メンタルヘルス等、広く健康づくりに関する健康教育を実施することにより、市がアプローチに苦慮する若い世代の健康づくりに寄与し、健康な生活習慣の定着により長期的な医療費の減少へと結びつける。

対 象 者： 市内企業に勤める者

周 知 方 法： 各企業内での周知、啓発

実 施 場 所： 各企業

期 間： R7 年 7 月～R8 年 2 月

実 施 回 数： 9 回

参 加 者： 9 企業 計 169 人

実 施 内 容： 講座メニューから企業が選択し、実施。または企業の意向により内容、講師を選定し、実施。

実施日	対象企業	内 容	参加者数(人)
7 月 22 日	商工会女性部	女性向け健康体操	7
10 月 1 日	槌屋マグネックス(株)	運動を効果的に行うポイント・肩こり・腰痛予防体操	26
10 月 2 日	槌屋デカル工業(株)及び 槌屋ティスコ(株)	運動を効果的に行うポイント・肩こり・腰痛予防体操	30
10 月 14 日	(株)槌屋及び槌屋ケミカル(株)	運動を効果的に行うポイント・肩こり・腰痛予防体操	19
10 月 27 日	野村開発(株)	アンガーマネジメント講座	12
12 月 22 日	ミヤマ精工(株)	ストレスと上手に付き合うために	45
12 月 23 日	野村開発(株)	アンガーマネジメント講座	11
1 月 29 日	商工会女性部	女性向け健康体操	9
2 月 13 日	(株)レーザックス	バランスのよい食事	10

(5) 出前講座

目 的： 健康に関する健康教育を実施することにより、市民が健康に関する知識理解を深め、健康増進に資することを目的とする。

対 象 者： 市民

実 施 回 数： 1 回

参 加 者： 1 団体 計 16 人

実 施 内 容

実施日	対象団体	内 容	参加者数(人)
9 月 26 日	おたがいさまの家 いこまい	予防接種	16

7. 健康相談

(1) 健診結果相談

目 的： 食生活、運動、休養の生活習慣において具体的な行動変容を支援する指導を行う。

対 象 者： 特定健康診査の結果、生活改善指導が必要と判断されたもの

実 施 方 法： 生活習慣の改善案の提示、相談指導を行う。

ス タ ッ プ： 医師、保健師、管理栄養士、看護師

回 数： 2回

相 談 者 数： 12人

(2) 心の健康相談

目 的： 地域において心の健康の保持増進を図るため、心の病や問題を抱える市民に対し、相談の機会を提供するとともに利用できる制度・資源を紹介する。

対 象 者： 心の不調を抱える市民（本人・家族）

場 所： 保健センター

実 施 回 数： 10回/年（定員3名/回）

実 施 内 容： 精神科医による心の相談

ス タ ッ プ： 医師・保健師

相 談 状 況

区分 年度	日常生活 (人)	各種制度 (人)	受療・ 医療 (人)	就労 (人)	その他 (人)	合計 (人)
R3	14	—	—	1	1	16
R4	11	—	4	—	3	18
R5	8	2	7	—	7	24
R6	9	0	2	3	6	20
R7	8	0	2	1	4	15

8. 健康手帳の交付

目 的： 健康診査の記録、その後老後における健康保持のために必要な事項を記載し、
自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的とする。

対 象 者： 希望者

交 付 状 況： 430 人

9. 訪問指導

目 的： 心身の状況、置かれている環境に照らしての保健指導が必要であると認めら
れる者に対し、本人又は家族に対し必要な指導を行い、心身の機能低下の防止
と健康の保持増進を図ることを目的とする。

対 象 者： 知立市に居住する者（母子支援を除く）で、保健指導が必要であると認めら
れる人。

訪問担当者： 初回訪問は、原則として保健師が行い、必要に応じて看護師、栄養士等の協
力を得る。

内 容： ・栄養・運動・口腔衛生・その他家庭での療養方法に関する指導、介護を要す
る状態になることの予防に関する指導や介護を担う家族への支援。

・生活習慣病の予防等に関する指導。

・精神保健に関する指導。

・医療、保健、福祉、その他の諸制度の活用方法等に関する指導。

実 施 状 況

年度	実人数(人)	延べ人数(人)
R3	3	7
R4	2	3
R5	5	8
R6	1	2
R7	3	4

10. 健康知立ともだち 21 計画に係る健康づくり事業（人材育成）

(1) 健康ボランティアウォーキング活動支援

目 的： ウォーキングを中心に健康づくり活動を展開する健康ボランティアと協力して、市民の健康づくりを推進することを目的とする。

対 象 者： 健康づくりに関心を持ち、健康教室企画・開催などのボランティア活動が積極的にできる人。

実 施 内 容： 市内ウォーキング（約 5 キロ）年間 18 回（うち 5 回中止）
ウォーキング講習会年間 1 回

参 加 人 数： 330 人

	ボランティア会員(人)	一般市民(人)	合計(人)
参加人数	80 (10)	250 (34)	330 (44)

() は 実 人 数

周 知 方 法： 広報ちりゅう掲載、ホームページ掲載、ちらし配布。

(2) 食育知立^{ともだち}の会活動支援

目 的： 食に関する取組みを通じて市民に広く健康づくりの輪を広げること及び第 3 次知立市食育推進計画の推進活動を行い、食育の大切さを広めることを目的とする。

会 員 数： 21 人

活 動 内 容： 学習・勉強会 11 回、講習会 4 回（市民クッキング、親子クッキング等）
保育園巡回 5 回、他団体からの依頼による講習会 4 回、健康まつり 1 回

参 加 人 数： 延 167 人

(3) 食育知立^{ともだち}の会会員養成事業

目 的： 子どもから大人まで広く健康づくりの輪を広げていくため、指導的役割を果たせる市民を養成する。

養 成 人 数： 延 13 人（実 3 人）

活 動 内 容： 講義、調理実習等

実 施 回 数： 5 回

(4) 健康推進員活動支援

目 的： 第3次健康知立ともだち21計画の視点に立って、地域の中で健康づくり活動を展開し、地域全体をエンパワーすることを目的とし、活動を支援する。

【 令和 7 年度 健康推進員地区活動一覧 】

知立地区	企画内容（テーマ）	実施日	参加者数
【長篠町】	楽しく健康づくりをしよう		
	楽しいフラダンス	R7. 6. 12	11
	家庭で作れるマコモダケランチ	R7. 11. 6	12
【新地町】	楽しく学びながら健康な体をつくる		
	簡単ストレッチを楽しく学ぼう	R7. 6. 29	14
	防災クッキング（非常時でも栄養の取れる食事を）	R7. 11. 9	11
	ウォーキング&いちご狩り（1回目）	R8. 1. 31	23
	ウォーキング&いちご狩り（2回目）	R8. 2. 15	21
【西町】	楽しく生き生きと健康寿命をのばす		
	楽しもう！健康体操	R7. 6. 5	17
	災害時にも役立つ お口ケア！	R7. 8. 7	7
	姿勢を正しく はつらつ健康！	R7. 11. 13	12
【上重原町】	楽しくいきいきと生活を送ろう		
	笑いヨガ	R7. 6. 27	23
	コグニサイズ	R7. 9. 12	20
	楽しもう！健康体操	R7. 11. 21	18
	腰痛予防	R8. 1. 23	23
【南陽区】	健康寿命をのばそう		
	はつらつ健康体操	R7. 6. 18	10
	健康ヨガ	R7. 10. 11	11
	姿勢を正しく健康でいよう	R8. 1. 14	12
【弘法町】	健康で元気な楽しい毎日を工夫しよう		
	健康体操 運動で楽しく健康作りをしようNo.1	R7. 5. 24	27
	お口の健康：口腔ケア講座	R7. 7. 5	19
	ロコモ予防体操講座	R7. 9. 19	23
	健康体操 運動で楽しく健康作りをしようNo.2	R7. 11. 15	24
【宝町】	多世代交流を通じて健康意識を高めよう		
	たからまち学校-宿題バスターズ-	R7. 7. 26	51
	ごみバスターズ・プロキング大作戦	R7. 12. 6	24
	ニューススポーツ体験会～はじめてのスポーツに挑戦～	R8. 2. 28	38

竜北地区	企画内容（テーマ）	実施日	参加者数
【山屋敷町】	楽しみながら健康づくり		
	健康体操	R7. 6. 26	13
	健康体操	R7. 10. 16	21
	さわやか体操	R7. 12. 4	15
【本町】	楽しみながら健康で元気に暮らそう		
	笑いヨガ	R7. 6. 14	8
	おなか元気教室	R7. 8. 27	5
	会話で健康、ちょっと運動	R7. 10. 25	11
	肩こり講座	R8. 1. 18	9
【中町】	めざせヤングシルバー		
	めざせヤングシルバー！健康講座でリフレッシュ	R7. 6. 19	20
	カルシウムたっぷりの食事	R7. 10. 20	20
【山町】	みんなで楽しく健康づくり		
	体メンテナンス健康体操	R7. 5. 28	15
	笑いヨガ	R7. 9. 10	9
	災害時の食事について パッククッキング（ポリ袋調理法）	R7. 11. 25	14
【牛田町】	家から一歩出よう		
	健康体操	R7. 6. 5	24
	コグニサイズ	R7. 10. 7	17
【八橋町】	一緒に健康寿命をのばそう！		
	腰痛・筋トレストレッチ	R7. 6. 18	14
	肩こり痛・筋トレストレッチ	R7. 9. 17	10
	膝痛・筋トレストレッチ	R7. 11. 19	14

南地区	企画内容（テーマ）	実施日	参加者数
【新林町】	老いに負けない健康づくり		
	オーラルフレイル予防	R7. 7. 11	25
	健康体操講座	R7. 9. 18	27
	あいち健康プラザでの体力チェックと健康生活指導	R7. 10. 30	20
【谷田町】	つながりで作るみんなの健康		
	谷田町スポーツ・フェス大会（共催）	R7. 5. 25	80
	盆踊り練習会（共催）	R7. 7. 23, 24, 25	66
	夏季ラジオ体操	R7. 8. 1-10	647
	健康マイレージを活用した健康づくり	R7. 5. 1-R8. 1. 31	9
	春の健康ウォーキング	R8. 3. 28	50
【八ツ田町】	フレイル予防に取り組もう		
	健康体操	R7. 6. 14	15
	歌声喫茶	R7. 10. 10	36
	健康体操	R8. 1. 10	25
【昭和6丁目〜9丁目】	地域住民の健康づくり		
	正しい歩き方と軽運動	R7. 4. 17	20
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 5. 15	17
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 6. 19	18
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 7. 18	12
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 8. 21	15
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 9. 18	16
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 10. 16	16
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 11. 20	15
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R7. 12. 18	19
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R8. 1. 15	15
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R8. 2. 19	18
	楽しく元気に暮らすための講座と軽運動	R8. 3. 19	16

11. 健康づくり啓発普及活動

(1) 福祉健康まつり

目的： 広く一般市民に福祉活動と健康づくりを啓発普及することを目的として、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ多くの機関の協力を得て幅広い内容で実施している。その中で「健康ひろば」として健康に関するコーナーを設けている。

日時： 12月7日（日）午前10時～午後3時

会場： 知立市文化会館（パティオ池鯉鮒）

内容：

医師会	一般健康相談（眼科・骨粗しょう症）、眼底検査
歯科医師会	口腔機能検査、歯科相談
歯科衛生士会	災害時における口腔ケアについて
薬剤師会	お薬相談、調剤薬局体験
保健センター	健康相談、食育コーナー（ミステリーBOX、野菜摂取啓発）、骨密度測定、健康マイレージ・こころの健康啓発、がん検診啓発、健康づくり啓発、プレコンセプションケア啓発、フレイル啓発
国保コーナー	体組成測定、脳年齢測定
長寿介護課コーナー	脳の健康度チェック

参加者： 延 1,424 人

(2) わくわくウォーキング

目的： ウォーキングを通じて市民の健康づくりの輪を広げていくことを目的とする。

日時： 11月1日（土）

場所： 知立文化広場→浄教寺→牛橋公園→牛田八幡社→来迎寺公園→知立文化広場

対象： わくわくウォーキング参加者

内容： 散歩みち協議会、健康ボランティアの方と協働により実施。

参加人数： 64 人

(3) 自殺対策普及・啓発

目 的： 一人ひとりの気づきと見守りで自死を防ぐという考え方に立ち、予防と早期発見に努め、自死による死亡者数を減らしていくことを目的とする。

実 施 内 容： ①メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」。(20,160 件)

②こころの体温計、相談窓口チラシ配布。

③自殺予防啓発ボールペン・ウェットティッシュ等配布。

④はたちの集いにて子ども・若者向け相談窓口一覧クリアファイルを配布。

⑤広報やLINE による、自殺予防週間、自殺対策強化月間の周知。

(9 月 1 日号、3 月 1 日号)

⑥長期休暇明けの「子どもの SOS サインと相談先」についての保護者向けメールの配信。(夏休み明け)

⑦こころといのちの講演会開催

目 的： ストレス社会におけるストレスとの上手な付き合い方について学ぶ。

内 容： 精神科医 Tomy 先生に学ぶ 頑張らなくて大丈夫
～こころを大切に過ごす生き方～

日 時： 8 月 9 日 (土)

参 加 者 数： 106 人

⑧ゲートキーパー研修の実施

対象者	実施日	内 容	受講者数 (人)
市 民	12 月 11 日 (木)	周囲でつらい思いをしている人に気づき、見守り、相談機関へつなぐことができる身近な存在となれるよう必要な基礎的知識の普及・啓発。	17
市職員	令和 8 年 1 月 19 日 (月) 1 月 30 日 (金)	相談者の抱える生活上の問題や背景に目を向け、耳を傾け、必要に応じて適切な支援につなげることができる知識や技術を身に付ける。 R7 はオンラインにて実施。	377
専門職	12 月 25 日 (木)	自殺の危険が高い方を早期に発見し、適切な支えにつなげることができるよう自殺対策に関わる専門職や相談事業を担う人材のスキルアップ研修。	7

(4) 食育推進活動

目 的： 知立市の食に関するさまざまな課題を解決し、市全体で「食育」を進めていくため、第3次知立市食育推進計画では、「豊かなところと、健康なからだを育むいきいき輝くまち 知立」を目標として掲げ、施策を推進している。

対 象 者： 市民

実 施 内 容： ① 広報、ホームページ、LINE、庁内コミュニティビジョンによる食育の啓発
② 健診の場を活用した啓発
③ キッズクッキング、親子クッキング、市民クッキングの実施

(5) 健康知立^{ともだち}マイレージ事業

目 的： 第3次健康知立ともだち21計画の基本目標である「健康寿命の延伸」のために、市民の主体的な健康づくりへの動機付け支援を行い、健康的な生活習慣の定着を目指すとともに、企業・団体等との連携による健康づくりを支える環境の整備を促進する。

対 象 者： 18歳以上の市民、在勤、在学者。

実 施 期 間： 5月1日(木) ～ 令和8年1月31日(土)

実 施 内 容： 以下の4つの健康づくりメニューに取り組んでポイントを貯める。

A レッツ健(検)診ポイント

B チャレンジ健康づくりポイント

C ボランティア・健康に関するイベント・地域活動へgo!ポイント

D スタンプポイント

参 加 人 数： 実681人(延923人)

(6) 健康知立^{ともだち}KIDS マイレージ事業

目 的： 第3次健康知立ともだち21計画基本方針をふまえ、夏休み期間を通じて児童・生徒が規則正しい生活習慣を身につけることができることを目的とする。

対 象 者： 市内在住の小学生及び中学生

実 施 期 間： 7月19日(土) ～ 9月30日(火)

実 施 内 容： チャレンジ目標を設定し取り組んでポイントを貯める。

参 加 人 数： 実137人

12. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

目的： 高齢者の特性を踏まえた保健事業と介護予防を一体的に、また切れ目なく実施することにより、高齢者が住み慣れた自宅で、心身ともに健康で自立した生活ができる期間を延伸すること、誰もが地域で安心して尊厳ある暮らしができる豊かなまちづくりを目指す。

対 象 者： 75 歳以上の市民

実 施 内 容： ① シニア元気パトロール事業

「低栄養予防」「糖尿病性腎症重症化予防」「口腔機能低下予防」「身体
フレイル対策」「健康状態不明者対策」を目的とした個別保健指導（訪問指
導・電話指導）を実施。

② 元気づくり応援隊事業

高齢者サロンにて「フレイル予防」をテーマとした集団健康教育・個別健康相談を実施

③ フレイル予防の周知・啓発事業

参加人数： ① シニア元気パトロール事業

・「低栄養予防」：実 74 人（延 394 人）

(内訳：訪問指導 延 358 人、電話指導 延 36 人)

- ・「糖尿病性腎症重症化予防」：実 20 人（延 76 人）

(内訳：訪問指導 延 50 人、電話指導 延 26 人)

・「口腔機能低下予防」：寒 26 人（延 81 人）

(内訳：訪問指導 延 80 人、電話指導 延 1 人)

・「身体的フレイル対策」：実 28 人（延 76 人）

(内訳：訪問指導 延 76 人、電話指導 延 0 人)

・「健康状態不明者対策」：実 25 人（延 73 人）

(内訳：訪問指導 延 60 人、電話指導 延 13 人)

② 元気づくり応援隊事業 健康教育 延 566 人

健康相談 延 316 人

③ フレイル予防の周知・啓発事業 延 8,721 人

13. 助成事業

(1) がん患者アピアランスケア支援事業費補助金

薬物療法による脱毛や乳がん治療での乳房の形状の変化によるがん患者の心理的・経済的負担の軽減を図り、社会参加を促進するため、医療用ウィッグや乳房補整具の購入に要する費用の一部を補助する。令和4年度より実施している。

対 象 品： (1) 医療用ウィッグ（全頭用・部分用）
(2) 乳房補整具（補整下着または人工乳房）

対 象 者： 知立市に住所を有する人で、がんと診断され治療を受けた人、又は治療中の
人。

助 成 内 容： 購入した費用の2分の1の額。（上限2万円・千円未満は切り捨て）

補 助 件 数

R4	19
R5	36
R6	45
R7	25

(2) 若年がん患者在宅療養支援事業費補助金

若年の末期がん患者が住み慣れた自宅で最後まで自分らしい生活を送ることができるよう支援するため、在宅における療養生活を送る上で必要となる介護サービス等の利用に要した費用の一部について補助している。令和5年度より実施している。

対 象 者： (1) 知立市に住民票があり、40歳未満の末期がん患者。
(2) 在宅生活の支援や介護が必要な人。

補 助 対 象： 在宅サービス、福祉用具の貸与、福祉用具の購入。

補 助 内 容： サービス利用料の9割相当額。（1か月上限54,000円）

※生活保護法による保護を受けている人は、サービス利用料の10割
（1か月上限60,000円）を助成。

補 助 件 数：

R5	0
R6	1
R7	0

IV. 予防接種事業

1. 予防接種事業実績

〔定期接種〕

予防接種名等	方法	対象	時期	会場	実績（延）
ロタウイルス (ロタリックス) ----- ロタウイルス (ロタテック)	個 別 接 種 (経 口 投 与)	出生6週0日後～24週0日後まで 2回 ----- 出生6週0日後～32週0日後まで 3回	4月 1日～ 3月31日	16 医療機関	1483人
ヒブ	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	2か月～7か月未満 4回 7か月～12か月未満 3回 1歳～5歳未満 1回	4月 1日～ 3月31日	15 医療機関	36人
小児用 肺炎球菌	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	2か月～7か月未満 4回 7か月～12か月未満 3回 1歳～2歳未満 2回 2歳～5歳未満 1回	4月 1日～ 3月31日	16 医療機関	2,300人
B型肝炎	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	2か月～1歳未満 (初回) 2回 (追加) 1回	4月 1日～ 3月31日	16 医療機関	1,705人
4種混合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ〕	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	1期(初回) 3か月以上7歳6か月未満こ3週～8週の間 隔で3回 (追加) 1期初回3回終了後12か月以上経過した人で 7歳6か月未満こ1回	4月 1日～ 3月31日	14 医療機関	155人
5種混合 〔ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ ヒブ〕	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	1期(初回) 3か月以上7歳6か月未満こ3週～8週の間 隔で3回 (追加) 1期初回3回終了後6か月以上経過した人で7 歳6か月未満こ1回	4月 1日～ 3月31日	16 医療機関	2,289人
B C G	個 別 接 種 (管 針 法)	生後3か月以上1歳未満	4月 1日～ 3月31日	13 医療機関	565人
MRワクチン 〔麻しん 風しん〕 麻しん単抗原 風しん単抗原	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	1期 1歳以上2歳未満 2期 5歳以上7歳未満の者で 小学校就学前の1年間	4月 1日～ 3月31日	18 医療機関	1,174人
水痘	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	1歳～3歳未満 2回 (平成26年度のみ経過措置として3歳～5歳 未満の人で今まで一度も接種していない人に 1回接種)	4月 1日～ 3月31日	19 医療機関	1,101人
日本脳炎	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	1期 (初回) 3歳以上7歳6か月未満こ1週～4週の間隔 で2回 (追加) 1期初回2回終了後12か月以上経過した人 で7歳6か月未満こ1回 2期 (9歳～12歳まで)小学校4年生こ1回	4月 1日～ 3月31日	20 医療機関	2,232人
2種混合 〔ジフテリア 破傷風〕	個 別 接 種 (皮 下 注 射)	2期 11歳～13歳未満こ1回	4月 1日～ 3月31日	22 医療機関	484人
子宮頸がん	個 別 接 種 (筋肉内注射)	中学1年生～高校1年生 3回 ----- キャッチアップ (平成9年4月2日生まれ～ 平成21年4月1日生まれの女性)	4月 1日～ 3月31日	16 医療機関	303人 ----- 185人

予防接種名等	方法	対象	時期	会場	実績（延）
インフルエンザ	個別接種 （皮下注射）	65歳以上又は、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害を有する者	10月1日～ 1月31日	29 医療機関	8,059 人
高齢者用肺炎球菌	個別接種 （皮下注射）	当年度に65歳となる者 又は60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害を有する者	4月1日～ 3月31日	26 医療機関	226 人
風しん 追加的対策	個別接種 （皮下注射）	S37.4.2～S54.4.1生の男性で、風しん抗体検査の結果、十分な量の抗体がないことが判明した者	4月1日～ 3月31日	21 医療機関	予防接種 3人
新型コロナウイルス ワクチン	個別接種 （筋肉内注射）	65歳以上又は、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能に障害を有する者	10月1日～ 2月28日	21 医療機関	2,207 人
带状疱疹	個別接種 （筋肉内注射又は皮下注射）	年度末年齢65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳以上 又は接種日時時点で60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害を有する者 生ワクチン1回、組換えワクチン2回接種	4月1日～ 3月31日	25 医療機関	1,618 人

〔助成事業〕

予防接種名等	方法	対象	時期	会場	実績
風しん	個別接種 （皮下注射）	妊娠を希望する女性及びそのパートナーの内、風しん抗体価の低い人	4月1日～ 3月31日		67 人
带状疱疹任意予防接種助成事業	個別接種 （筋肉内注射又は皮下注射）	定期予防接種対象者を除く年度末年齢66歳以上の過去にワクチン接種が終了していない人	6月1日～ 2月28日	25 医療機関	296 人
特別な理由による 任意予防接種費用 助成事業		骨髄移植その他の治療により、接種済みの定期予防接種の効果の期待できなくなった人	4月1日～ 3月31日		0 人
骨髄提供者等 支援事業		骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した人及び骨髄等提供者が勤務する事業所	4月1日～ 3月31日		0 人

2. 予防接種

(1) 〔定期接種〕

※対象者＝各年度新規対象者数、接種者＝各年度接種者数としているため、接種率が100%を超える場合があります。

(ア) ロタウイルス

令和2年10月より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

初回接種は生後2か月から出生14週6日後までの間に接種する。

ロタリックスの場合、出生6週0日後から24週0日後までの間に27日以上あけて2回接種する。

ロタテックの場合、出生6週0日後から32週0日後までの間に27日以上あけて3回接種する。

接種状況及び結果

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	1回目	697	638	610	629	604
	2回目	697	638	610	629	604
	3回目	439	404	387	404	366
被接種者数 (ロタリックス)	1回目	245	196	199	220	201
	2回目	249	189	205	215	187
被接種者数 (ロタテック)	1回目	439	404	387	404	366
	2回目	435	410	398	393	368
	3回目	442	384	387	407	361
接種率(%)	1回目	98.1	94.0	96.1	99.2	93.9
	2回目	98.1	93.9	98.9	96.7	91.9
	3回目	100.7	95.0	100.0	100.7	98.6

(イ) ヒブ

平成 25 年度より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

生後 2 か月以上 7 か月未満の間に接種を開始した場合は 4～8 週間の間隔で 3 回接種し、追加は 3 回目終了後 7 月以上あけて 1 回接種する。

生後 7 か月以上 1 歳未満の間に接種を開始した場合は 4～8 週間の間隔で 2 回接種し、追加は 3 回目終了後 7 月以上あけて 1 回接種する。

1 歳以上 5 歳未満の間に接種を開始した場合は 1 回接種する。

接種状況及び結果

内訳		年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	1 回 目		697	638	610	629	604
	2 回 目		697	638	610	629	604
	3 回 目		697	638	610	629	604
	追 加		697	638	610	629	603
被 接 種 者 数	1 回 目		693	617	599	14	0
	2 回 目		696	610	618	59	0
	3 回 目		695	585	614	124	0
	追 加		633	648	595	507	36
接 種 率 (%)	1 回 目		99.4	96.7	98.2	2.2	0.0
	2 回 目		99.9	95.6	101.3	9.4	0.0
	3 回 目		99.7	91.7	100.7	19.7	0.0
	追 加		90.8	101.6	97.5	80.6	6.0

(ウ) 小児用肺炎球菌

平成 25 年度より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

生後 2 か月以上 7 か月未満の間に接種を開始した場合は 27 日以上の間隔で 3 回接種し、追加は 3 回目終了後 60 日以上あけてかつ 1 歳以上で 1 回接種する。

生後 7 か月以上 1 歳未満の間に接種を開始した場合は 27 日以上の間隔で 2 回接種し、追加は 2 回目終了後 60 日以上あけて 1 回接種する。

1 歳以上 2 歳未満の間に接種を開始した場合は 60 日以上あけて 2 回接種する。

2 歳以上 5 歳未満の間に接種を開始した場合は 1 回接種する。

接種状況及び結果

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	1 回目	649	697	638	629	604
	2 回目	649	697	638	629	604
	3 回目	649	697	638	629	604
	追加	649	697	638	629	603
被 接 種 者 数	1 回目	662	697	614	633	579
	2 回目	644	699	610	614	566
	3 回目	653	696	584	627	557
	追加	699	619	650	553	598
接 種 率 (%)	1 回目	102.0	100.0	96.2	100.6	95.9
	2 回目	99.2	100.3	95.6	97.6	93.7
	3 回目	100.6	99.9	91.5	99.7	92.2
	追加	107.7	88.8	101.9	87.9	99.2

(エ) B型肝炎

平成 28 年 10 月より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

2 か月以上 1 歳未満で 27 日以上あけて 2 回接種する。

追加は 1 回目接種より 139 日以上あけて 1 回接種する。

接種状況及び結果

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者	1 回目	697	637	610	628	603
	2 回目	697	637	610	628	603
	3 回目	697	637	610	628	603

接種者	1 回目	693	615	611	631	574
	2 回目	698	602	632	621	560
	3 回目	657	569	601 (長期療養者 2 名含む)	570	571 (長期療養者 1 名含む)
接種率 (%)	1 回目	99.4	96.5	100.2	100.5	95.2
	2 回目	100.1	94.5	103.6	98.9	92.9
	3 回目	94.3	89.3	98.5	90.8	94.7

(オ) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ (4 種混合)

平成 24 年 11 月 1 日より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

令和 7 年 7 月をもって販売終了となる。

令和 8 年 3 月 31 日をもって定期の予防接種ではなくなった。

生後 3 か月以上 90 か月未満の間に 3～8 週間の間隔で 3 回接種する。

追加は、第 1 期初回 3 回目終了後 1 年～1 年 6 ヶ月の間隔で 1 回接種する。

接種状況及び結果

〈1 期初回〉

年度 内訳		R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	1 回目	713	625	670	629	604
	2 回目	713	625	670	629	604
	3 回目	713	625	670	629	604
被 接 種 者 数	1 回目	694	618	657	15	0
	2 回目	700	599	670	67	0
	3 回目	690	571	680	130	0
接種率 (%)	1 回目	97.3	98.9	98.1	2.4	0.0
	2 回目	98.2	95.8	100.0	10.7	0.0
	3 回目	96.8	91.4	101.5	20.7	0.0

〈1 期追加〉

年度 内訳		R2	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数		635	634	606	656	555	603
被 接 種 者 数		679	641	620	542	649	155
接種率 (%)		106.9	101.1	102.3	82.6	116.9	25.7

(カ) ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・ヒブ（５種混合）

令和６年４月１日より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

生後２か月以上９０か月未満の間に３～８週間の間隔で３回接種する。

追加は、第１期初回３回目終了後６か月～１年６ヶ月の間隔で１回接種する。

接種状況及び結果

〈１期初回〉

内訳 \ 年度		R6	R7
対 象 者 数	１ 回 目	629	604
	２ 回 目	629	604
	３ 回 目	629	604
被 接 種 者 数	１ 回 目	614	575
	２ 回 目	551	567
	３ 回 目	492	555
接 種 率（％）	１ 回 目	97.6	95.2
	２ 回 目	87.6	93.9
	３ 回 目	78.2	91.9

〈１期追加〉

内訳 \ 年度		R6	R7
対 象 者 数		555	603
被 接 種 者 数		33	590
接 種 率（％）		5.9	97.8

(キ) ジフテリア・破傷風（２種混合２期）

第１期初回接種として、２種混合、３種混合、４種混合、５種混合のいずれかを３回行う。

小学校６年生で第２期（２種混合）を接種する。

〈２期〉

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数		689	675	673	704	626
２ 種 混 合 被 接 種 者 数		518	507	519	571	484
接 種 率（％）		75.2	75.1	77.1	81.1	77.3

(ク) BCG

生後3か月以上1歳未満の者に対しBCG接種する。

接種状況及び結果

内訳 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	702	617	641	635	591
BCG接種者数	691	573	629	608	565
接種率 (%)	98.4	92.9	98.1	95.7	95.6

(ケ) MRワクチン（麻しん風しん混合）

平成18年4月より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

令和6年度中のMRワクチン流通量の偏在により、令和6年度中に接種を受けられなかった者に対し、令和7年4月～令和9年3月までの2年間接種期間延長措置となった。

1期は1歳以上2歳未満で1回、2期は5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間で1回接種する。

麻しん及び風しんの病気になり患した者は、それぞれのり患していない単抗原のワクチンを接種することも可能。

接種状況及び結果

＜1期＞

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数		635	673	569	604	590
接種者	M R	602	628	591	553	594
	麻しん	0	0	0	0	0
	風しん	0	0	0	0	0
接種率 (%)		94.8	93.3	103.9	91.6	100.7

＜2期＞

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数		683	612	670	600	614
接種者	M R	649	560	631 (長期療養者1名含む)	557	580
	麻しん	0	0	0	0	0
	風しん	0	0	0	0	0
接種率 (%)		95.0	91.5	94.2	92.8	94.5

(コ) 水痘ワクチン（水ぼうそう）

平成 26 年 10 月より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

1 歳以上 3 歳未満で 6 か月あけて 2 回接種する。

平成 26 年度のみ経過措置として 3 歳以上 5 歳未満の未接種者に 1 回接種する。

接種状況及び結果

年度 内訳		R3	R4	R5	R6	R7
対象者	1 回目	634	672	569	604	590
	2 回目	634	672	569	604	590
接種者	1 回目	610	630	592	554	595
	2 回目	617	582	534	595	506
接種率	1 回目	96.2	93.8	104.0	91.7	100.8
	2 回目	97.3	86.6	93.8	98.5	85.8

(サ) 日本脳炎

予防接種法に規定する定期の予防接種で、生後 36 か月以上 13 歳未満のものに接種する。

1 期初回接種(3 歳児に 1～4 週の間隔で 2 回接種)と翌年実施する追加接種をもって 1 期とし、その後、小学校 4 年生で 2 期を接種する。

平成 17 年 5 月 30 日付の積極的勧奨の差し控えの緊急勧告により個別通知中止。

平成 22 年度より定期接種開始となり個別通知開始。

平成 23 年度より特例措置として平成 7 年度生から平成 18 年度生へ個別通知開始。

令和 3 年度は日本脳炎ワクチン供給量の大幅減少により、1 期初回 1・2 回目の接種が優先となり、2 期対象者への個別通知は令和 4 年度へ延期。

接種状況及び結果

〈1 期初回〉

年 度 内 訳		R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	1 回目	664	636	596	639	555
	2 回目	665	636	596	639	555
被 接 種 者 数	1 回目	509	659	567	648	569
	2 回目	512	624	574	624	551
接 種 率 (%)	1 回目	76.7	103.6	95.1	101.4	102.5
	2 回目	77.0	98.1	96.3	97.7	99.3

〈1 期追加〉

内訳 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	744	647	631	592	555
被 接 種 者 数	224	839	609	530	555
接 種 率 (%)	30.1	129.7	96.5	89.5	100.0

〈2 期〉

内訳 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	765	695	628	604	623
被 接 種 者 数	170	891	714	677	557
接 種 率 (%)	22.2	128.2	113.7	112.0	89.4

(シ) 子宮頸がん

平成 25 年度より予防接種法に規定する定期の予防接種となる。

中学 1 年生から高校 1 年生相当の女子に 3 回接種する。

2 価ワクチン（サーバリックス）を接種する場合、1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行う。

4 価ワクチン（ガータシル）を接種する場合、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行う。

平成 25 年 6 月 14 日付の緊急勧告により、令和 3 年 11 月 26 日まで積極的勧奨の差し控えを実施。

令和 4 年 4 月 1 日よりキャッチアップ接種実施。（対象：平成 9 年 4 月 2 日生まれ～平成 21 年 4 月 1 日生まれの女性）

令和 5 年 4 月～9 価ワクチン（シルガード 9）が接種可能となる。

9 価ワクチン（シルガード 9）を接種する場合

- ・第 1 回目の接種時に 15 歳未満の場合：6 月の間隔をおいて 2 回行う。
- ・第 1 回目の接種時に 15 歳以上の場合：2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行う。

キャッチアップ接種は令和 7 年 3 月 31 日で終了予定であったが、ワクチンの需要増加による給量不足の為、令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に HPV ワクチン接種を 1 回以上接種し 3 回接種が完了していない人を対象に、接種期間が 1 年間期間延長となった。

接種状況及び結果

〈定期〉

内訳 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
対象者数	1 回目	292	305	338	316	326
	2 回目	292	305	338	316	326
	3 回目	292	305	338	316	326
被接種者数	1 回目	26	85	112	189	130
	2 回目	21	78	78	148	131
	3 回目	17	55	49	83	42
接種率(%)	1 回目	8.9	27.9	33.1	59.8	39.9
	2 回目	7.2	25.6	23.1	46.8	40.2
	3 回目	5.8	18.0	14.5	26.3	12.9

〈キャッチアップ〉

内訳		年度	R5	R6	R7
対 象 者 数	1 回目		3, 007	3, 272	5, 102
	2 回目		3, 007	3, 272	5, 102
	3 回目		3, 007	3, 272	5, 102
被 接 種 者 数	1 回目		148	740	0
	2 回目		130	692	61
	3 回目		128	629	124
接 種 率 (%)	1 回目		4. 9	22. 6	0. 0
	2 回目		4. 3	21. 1	1. 2
	3 回目		4. 3	19. 2	2. 4

(ヌ) インフルエンザ

予防接種法（Ｂ類疾病）に規定する、個人予防目的に比重を置いた予防接種で、65 歳以上又は 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害を有する者に接種する。

接種状況及び結果

年度 内訳		R3	R4	R5	R6	R7
60 歳以上 65 歳未満被接種者		8	6	4	5	4
65 歳以上	対 象 者 数	14,865	14,883	14,924	14,931	15,247
	被 接 種 者 数	9,312	9,775	9,143	8,249	8,055
	接 種 率（％）	62.6	65.7	61.3	55.2	52.8

(セ) 高齢者用肺炎球菌ワクチン

平成 26 年度より予防接種法（Ｂ類疾病）に規定する個人予防目的に比重を置いた予防接種となる。

対象者は、①65 歳の者（経過措置終了後の令和元年度より実施）②60 歳以上 65 歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害を有する者に接種する。

〔経過措置〕

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間の経過措置後、引き続き令和元年度から令和 5 年度までの間、当該年度に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳となる者を対象としていたが令和 6 年度から 65 歳の者を対象としている。（令和元年度は 101 歳以上の者を含む）

接種状況及び結果

年度 内訳		R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数		1,923	2,079	2,183	700	723
被 接 種 者 数		492	462	623	136	226
接 種 率（％）		25.6	22.2	28.5	19.4	31.3

(ソ) 風しん追加的対策

令和元年度より令和 7 年 3 月 31 日までの間に限り、風しん抗体検査及び予防接種法の規定に基づく風しんの定期予防接種（風しん第 5 期）を、昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性に実施（令和 7 年度で終了）。

風しん第 5 期の定期予防接種の対象者は、風しん抗体検査の結果、十分な量の抗体がないことが判明した人。

風しん第 5 期予防接種については、令和 6 年度中の MR ワクチン流通量の偏在により、令和 6 年度中に接種が受けられなかった人に対し、令和 7 年 4 月～令和 9 年 3 月までの 2 年間接種期間延長措置となった。

抗体検査実施状況及び結果

年度 内訳		R3	R4	R5	R6
対 象 者 数		7,760	7,380	6,824	6,567
実 施 者 数		510	497	257	362
実 施 率（％）		6.6	6.7	3.8	5.5

接種状況及び結果

内訳 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
対 象 者 数	218	234	58	177	108
被 接 種 者 数	113	105	56	69	3
接 種 率 (%)	51.8	44.9	96.6	39.0	2.8

(タ) 新型コロナウイルスワクチン

令和 6 年度より予防接種法 (B 類疾病) に規定する、個人予防目的に比重を置いた予防接種で、65 歳以上又は 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障がいをする者に接種する。

接種状況及び結果

内訳 \ 年度		R6	R7
60 歳以上 65 歳未満被接種者		3	3
65 歳以上	対 象 者 数	14,991	15,306
	被 接 種 者 数	3,644	2,204
	接 種 率 (%)	24.3	14.4

(f) 带状疱疹ワクチン

令和7年度より予防接種法（B類疾病）に規定する、個人予防目的に比重を置いた予防接種で、年度末年齢65歳以上又は接種日時点で60歳以上65歳未満でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活のほとんど不可能な程度の障がいを持つ者に接種する。

接種状況及び結果

内訳		年度	R7
60歳以上65歳未満被接種者			0
65歳以上	対 象 者 数		3,240
	被接種者数 (人)	被接種者数 (生ワクチン)	255
		被接種者数 (組換えワクチン1回目)	695
		被接種者数 (組換えワクチン2回目)	668
	接 種 率 (%)	生ワクチン 接種率	7.9
		組換え1回目 接種率	21.5
		組換え2回目 接種率	20.6

3. 助成事業

(1) 風しんワクチン予防接種助成事業

目 的： 免疫のない女性が妊娠初期に罹患すると風しんウイルスが胎児に感染して出生児に先天性風疹症候群と総称される障がいを引き起こすことがあるためその予防として平成 25 年 6 月より開始。妊娠を希望する女性及びそのパートナーなどの同居者で、風しん抗体価の低い者を対象に実施

接種状況及び結果

年度		R3	R4	R5	R6	R7
被接種者数	M R	59	66	65	34	55
	風しん	12	14	6	13	12

(2) 带状疱疹任意予防接種助成事業

带状疱疹定期予防接種対象者を除く年度末年齢 66 歳以上の接種を希望する高齢者（以前に带状疱疹予防接種を受けた者は除く）に対して、接種費用の負担の軽減を図ることを目的に令和 7 年度より開始した。

内 容： ①助成券の発行による接種費用の一部助成
生ワクチン 4,000 円
組換えワクチン 10,000 円/回（最大 2 回 20,000 円）

実 績： 生ワクチン 37 人
組換えワクチン 259 人

(3) 特別の理由による任意予防接種費用助成事業

骨髄移植手術その他の治療により既に受けた定期予防接種の効果が期待できなくなる場合があり、再度同種の予防接種を受けるにあたって生じる対象者の経済的負担を軽減するとともに、予防接種を行うことで疾病の発生及び蔓延の予防を図ることを目的とする。

内 容： 骨髄移植その他の治療により、接種済みの定期予防接種の効果が期待できなくなった者を対象に、再接種のための費用を助成する。

接種状況及び結果

年度 内訳	R5	R6	R7
被接種者数	1	1	0
接種件数	4	1	0

(4) 骨髄提供者等支援事業

骨髄移植を推進するため骨髄提供者及び骨髄提供者が勤務する事業所に対して、負担の軽減を図ることを目的とする。

内 容： ①補助金の交付

骨髄等の提供のための通院、入院等に対する補助、骨髄提供者等が勤務する事業者に対する補助

②広報啓発活動

実 績： ①0 件

②広報・ホームページ掲載

V. 事業の歩み

和 暦	保健 セン ター 名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課 全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
明治 22 年		町村制施行により、現市域に知立町・牛橋村・上重原村・長崎村の4町村が発足							
39 年		町村合併で知立町が発足							
大正 4 年		刈谷・知立間に三河鉄道開通							
12 年		有松・知立間に愛知電気鉄道開通							
14 年		豪雨により逢妻川堤防決壊							
昭和 6 年				らい予防法制定					
12 年				(旧)保健所法制定					
13 年		知立尋常小学校は花山へ、同高等学校は東広見へ開校							
16 年				保健婦規則					
21 年				日本国憲法発布					
22 年		新学制により知立中学校開校		保健所法全面改正 労働基準法制定 児童福祉法制定 保健婦助産婦看護婦令					
23 年				保健婦助産婦看護婦法制定				各種予防接種業務開始	予防接種法公布
24 年				身体障害者福祉法制定					
26 年		知立町役場庁舎改築		保健婦助産婦看護婦法一部改正				ツベルクリン・BCG開始	予防接種法の第1次改正 結核予防法公布 予防接種法の第2次改正 市町村長以外の一般医師について自発的に受けた予防接種も証明書提出し、予防接種の普及に努める。
27 年		知立町教育委員会設置		保健婦助産婦国家試験開始					
28 年		刈谷高校知立分校を上重原町丁畠地内に建設		保健所法一部改正 らい予防法制定					予防接種法の第3次改正 予防接種を受けるべき者が他人に疾病を感染させるおそれがあるとき、市町村長は、その者が予防接種を行う場所に立ち入ることを禁止することができる。
29 年									結核対策強化要綱公布 予防接種法の第4次改正予防接種法により行なった予防接種に関する市町村長の記録の作成保存義務規定を削る。
30 年								結核住民検診開始	結核予防法一部改正
31 年									

和暦	保健センター名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
32年		町章(現市章)制定							
33年		刈谷高校知立分校が移転独立 知立高校開校	国民健康保険が成立						予防接種法の第5次改正 しょう紅熱の予防接種については、その関連規定を削る。ジフテリアの定期の予防接種第1期の期間を繰り上げ、従来の第2期との間に新たに1期設ける。
34年		知立駅現在地に移転 伊勢湾台風襲来							
35年			国民皆保険						急性灰白髄炎予防接種緊急措置実施
36年						3歳児健康診査 制度化		ポリオ生ワクチン投与開始	予防接種法の第6次改正 ①急性灰白髄炎が定期に加わる②予防接種実費徴収の強制をとる③予防接種の国、県の負担規定を当分の間適用しない④急性灰白髄炎経過措置(6か月～36か月)
37年								急性灰白髄炎の患者数激減	インフルエンザ予防接種集団接種開始 勧奨接種
38年				老人福祉法制定					
39年		上水道供給開始 国道1号知立バイパス開通							予防接種法の第7次改正 急性灰白髄炎の不活化ワクチンが、経口生ワクチンに、定期を3～18か月に改められる。 予防接種法の第8次改正 地方自治法の改正に関連して特別区に関する所用の改正
40年		母子保健センター開設 妻衛生処理組合し尿処理場完成		母子保健法制定 精神衛生法改正		母子健康手帳 交付開始			
41年									
42年		日本住宅公団知立団地入居開始		公害対策基本法制定					BCG管針法に代替 三種混合定期接種開始
43年									
44年						妊産婦健康診査 制度化			
45年		西三河七町(現二市五町)で交通災害共済組合発足 市制施行						ハイジェッター(自動噴射式注射器)使用開始 接種量0.5mlの予防接種に使用	予防接種法の第9次改正 腸チフス及びパラチフスの予防接種を定期の予防接種の対象から除外する
46年		知立市消防本部・消防署発足							日本脳炎予防接種対象者の変更 小学2年、中学1年
47年		八橋配水場完成		難病対策要綱 労働安全衛生法制定	知立市第一号保健師採用				
48年		知立市総合計画策定 市の木「けやき」、市の花「かきつばた」制定		公害健康被害の補償等に関する法律制定	福祉高齢部門への保健師配置	乳幼児健康診査 制度化			予防接種実施規則一部変更 三種混合、日本脳炎
49年		知立西小学校開校 国道155号バイパス完成							結核予防法一部改正 定期の健康診断が毎年7歳、14歳、に達する年度及び16歳に達する年度以降の毎年度に 種痘予防接種第1期2歳以上中止

和暦	保健センター名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
50年								知立市予防接種事故対策協議会設置	三種混合予防接種が一時中止 新二種混合に変わる 種痘予防接種中止
51年		ハツ田小学校開校							予防接種法の第10次改正 予防接種の実施に関する制度的改善及び予防接種による健康被害に対する法的救済制度の創設
52年		竜北中学校開校				1歳6ヶ月健康診査制度化 フッ素塗布開始 育児相談開始		風しん定期予防接種開始 中学2年女子	風しん予防接種変更 定期予防接種となる インフルエンザ予防接種の法的救済制度の実施(9月)
53年		「知立市民の誓い」制定 市庁舎新築移転、中央公民館開館		市町村における保健活動について(課長通知:H10廃止) 第一次国民健康づくり対策					麻しん定期予防接種開始(10月) 原則として個別接種
54年		知立南小学校開校 猿渡公民館開館 消防庁舎新築移転 知立文化広場完成					子宮がん検診 医療機関で実施がはじまる	麻しん予防接種開始(1月4日～) 個別接種9医療機関にて実施刈谷市民に対しても協力 三種混合予防接種再開(7月～月1回) 三種混合ワクチン減量(0.5ml→0.3ml) 接種年齢の引き上げ(3か月～48か月→24か月～48か月)	三種混合予防接種減量接種にて再開
55年		第2次知立市総合計画策定				歯のコンクール (母子)始まる		知立市予防接種事故対策協議会設置要綱制定	痘そう撲滅宣言(8月) WHOにより廃止 ポリオ投与量の変更 1ml→0.05ml スプーンからピペット投与に変更
56年		衣浦東部広域行政圏協議会設立					乳がん自己検診指導開始	新三種混合ワクチンにて実施(10月～)	三種混合予防接種「新ワクチン」にて実施 実施予防接種に関する覚書 県下全市町村長は、園・学校等へ通っている者に対して依頼書の授受は省略して予防接種ができる。(愛知県市長会より)
57年		福祉体育館開館 知立南中学校開校		老人保健法制定					結核予防法一部改正 BCG中学2年を中学1年の接種に変更
58年		国道23号知立バイパス開通						予防接種もれ者に対する委託契約開始 医療法人 豊田会 刈谷総合病院(麻しん・風しん・三種混合・二種混合)ハイジェッターの使用除外 幼稚園・保育園	
59年	知立市保健センター衛生課	第3次知立市総合計画策定 保健センター開館		保健所法一部改正	知立市保健センター4月開所	母子保健に関する各種相談・教育事業が県より移譲	成人保健事業・健康相談の実施 肺がん検診・一般健康診査の開始 巡回健康相談を各町で開始	ハイジェッター使用制限(9月～) 中学生以上(0.5ml以上)に実施	自動噴射式注射器の使用制限 使用は、原則として中学生以上(インフルエンザ、日本脳炎)に限る。(県衛生部長より)
60年		市営駅前駐車場建設	医療計画制度の創設					課名・係名変更 衛生課から保健予防課 予防係、保健指導係 予防接種もれ者に対する委託契約追加 愛知県厚生農業協同組合連合会 更生病院、藤田保健衛生大学病院	
61年		八橋史跡保存館開館 知立東高校開校 クリーンセンター完成							B型肝炎母子感染防止事業による接種開始
62年		ウォーターパレス KC 開館 図書館・歴史民俗資料館開館		精神衛生法改正(精神保健法)			乳がん検診開始 機能訓練開始		自動噴射式注射器の使用全面的中止(8月) 麻しん予防接種 MMR ワクチンで実施
63年				保健婦助産婦看護婦国家試験年1回化 第二次国民健康づくり対策(アクティブ80ヘルスプラン)		1歳児歯磨き指導開始 親子教室開始		MMR ワクチン接種 個別接種7医療機関で実施 5月、6月、10月、11月実施	日本脳炎予防接種ワクチン接種量の変更 1ml→0.5ml
平成元年	知立市保健センター健康予防課			「地域保健将来構想検討会」報告書 エイズに関する法律制定	児童課に保健師配置			MMR 予防接種中止 副反応発生のため中止。 11月から麻しん単で実施	

和 暦	保健 セン ター 名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課 全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
2 年		知立の山車文 楽・からくりが 国の重要無形 民俗文化財に 指定 新地公園完成		「地域保健活動の 充実強化につい て」(厚生省健康 政策局長通知:1 8廃止) ゴールドプラン (高齢者保健福祉 推進10ヵ年戦 略) 福祉八法の改正				麻しん予防接種実施 個別接種 8 医療機関で実施	麻しん単味で接種実施 MMR ワクチンによる副反応発生のため
3 年				「地域保健活動の 充実強化につい て」一部改正母子 保健法改正老人 保健法改正					
4 年				国民健康保険法 改正 老人保健法第3 次保健計画			大腸がん検診 開始		
5 年		第4次知立市 総合計画策定 知立市福祉の 里ハツ田開館		保健婦助産婦看護 婦法第59条 (保健士への準用 制定) 「地域保健活動の 充実強化につい て」一部改正 障害者基本法改 正				三種混合の接種開始変更 年齢 2 歳→1 歳 6 か月 二種混合ワクチン変更(9 月) 液状→沈降 保健センターデータバンク構築計 画開始	MMR ワクチン接種全面中止 小・中学校の結核定期健康診断にお ける間接エックス線撮影廃止(4 月) 「結核定期外健康診断ガイドライン」に よる。
6 年		長野県伊那市 と友好都市締 結		地域保健法公布 (H9 年全面施行) 母子保健法改正 エンゼルプラン 「地域保健対策の 推進に関する基 本的指針」告示			すこやか健診 (40才、50 才)開始	インフルエンザ予防接種中止(10 月)	予防接種法一部改正(10 月) 義務接種→勧奨接種、 問診票→予診票、 集団接種→個別接種の推奨、 定期予防接種(7 種類) ジフテリア・百日せき 急性灰白髄炎・麻しん・風しん 日本脳炎・破傷風(追加) 削除 インフルエンザ コレラ・ワイル病・痘そう インフルエンザ予防接種中止(10 月) 結核予防法一部改正(10 月) 義務接種→勧奨接種、 ツベルクリン判定基準改正 陰性(ー)4 mm以下→9 mm以下 疑陽性(±)5 mm～9 mm→なし 陽性(+)10 mm以上→同左 平成 7 年 4 月 1 日より実施
7 年		知立市伊那市 災害時相互応 援に関する協 定締結 野外センター 完成		精神保健法改正 (精神保健福祉 法) 新ゴールドプラン (新高齢者保健福 祉推進10ヵ年戦 略) 障害者プラン(ノ ーマライゼーシ ョン7ヵ年戦略) 「地域保健活動の 充実強化につい て」一部改正			女性健診開始	小学 6 年追加接種変更(1 月) ジフテリア→二種混合 三種混合の接種開始年齢変更(4 月) 1 歳 6 か月→1 歳 ポリオ・三種混合・麻しん・日本脳 炎の接種年齢変更(4 月～) 90 か月に至るまでとする 風しん予防接種実施(4 月) (集団) 小学 1 年と 90 か月までの 2 年 BCG管針ディスプレイに切替(9 月) 風しん個別予防接種開始 12 か月 ～36 か月児に 12 月～2 月実施 日本脳炎の対象学年変更 小学 2 年生→小学 4 年生、 中学 1 年生→中学 3 年生	
8 年				「地域保健活動の 充実強化につい て」一部改正 らい予防法廃止 (らいの呼名がハ ンセン病へ)				予防接種システム過去データ入力 開始(1 月～) 個別通知開始(4 月) 麻しん・風しん(幼児)・三種混合(初 回)・ツベルクリン・BCG・ポリオ 各標準的な接種年齢時に通知 個別予防接種通年実施(5 月～) 三種混合・麻しん・風しん(12 か月 ～就学前まで) 個別接種 13 医療機関で実施	
9 年				地域保健法全面 施行 介護保険法制定 (H12 年施行) 「健康危機管理基 本指針」	福祉健康まつ り実施	母子保健事業 県から市へ移譲 (4ヶ月児健康 診査、3歳児健 康診査事業) 母子保健計画 策定	成人歯科健診 40才、50才、 60才を対象 に開始	ポリオ予診票兼接種券電算システ ムより打ち出し開始(3 月) 日本脳炎 1 期、2 期、3 期個別通知 開始(4 月) 個別接種 14 医療機関で実施	

和暦	保健センター名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
10年		知立市ホームページ開設		「地域における保健婦および保健士の保健活動について」(局長通知:H15 年廃止) 「地域における保健婦および保健士の保健活動指針について」(H15 年廃止)		育児学級(すくすくセミナー)開始		二種混合(幼児)個別予防接種開始(4月) 小学1年風しん予防接種変更(4月) 集団一個別個別接種16医療機関で実施	
11年				健康日本21策定 「地域保健活動の充実強化について」一部改正 地域保健問題検討会報告書 伝染病予防法廃止(感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律) 新エンゼルプラン(具体的な少子化対策)			乳がん検診 対象年齢30歳以上・子宮がん検診30歳以上	学校結核予防電算システム、データ入力開始(1月) 三種混合の接種開始年齢変更(4月) 1歳→10か月 個別接種17医療機関で実施 日本脳炎個別予防接種実施期間変更 通年から12月、1月、2月を除く月とする 学校結核予防、電算システムより精密検査受診判定資料打ち出し開始(6月)	伝染病予防法・性病予防法・後天性免疫不全症候群予防に関する法律の廃止(3月) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行(4月)
12年	保健センター増築	オーストラリアウインダム市と姉妹都市締結 知立市役所リリオ出張所開所 知立市文化会館(パティオ池鯉鮒)開館		介護保険法施行ゴールドプラン21(今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向) 児童虐待防止等に関する法律制定 すこやか親子21策定 精神保健福祉法一部改正 「地域保健対策の推進に関する基本的指針」改正 「地域保健活動の充実強化について」一部改正 地方分権一括法施行 第3次国民健康づくり対策。21世紀における国民健康づくり運動 「健康日本21」	介護保険部門へ保健師配置	新米パパ体験教室開始 新生児訪問開始	すこやか検診 対象者に60才を追加	三種混合の接種開始年齢変更(4月) 10か月→8か月 ポリオ中止(6月) 他県で死亡例発生のため ポリオ再開(10月) 6月分2日追加 ポリオ追加(11月) 6月分	
13年		生涯学習都市宣言	予防接種法一部改正 保助看法一部改正	厚生労働省設置「地域保健活動の充実強化について」一部改正 DV防止法				三種混合の接種開始年齢変更(4月) 8か月→6か月 インフルエンザ個別予防接種開始(11月7日) 個別接種19医療機関で実施。 一部負担金1,000円(10月1日～11月6日実施者、市補助金で対応) 風しん経過措置予防接種を個別接種で対応	予防接種法一部改正(11月) インフルエンザが二類疾病となり65歳以上(一部60歳以上)予防接種開始。 勧奨接種(努力義務) 風しん経過措置 昭和54年4月2日～昭和62年10月1日までの出生者、平成15年9月30日まで実施
14年			医療等以外保健事業の実施の基準一部改正健康増進法制定	保健師助産師看護師法一部改正(名称変更)保健専門技術職員の効果的活用の普及に関する検討会報告書健康増進法制定ホームレスの自立支援等に関する特別措置法「地域保健における児童虐待防止対策の取り組み推進について」 健康増進法制定			心の健康相談 県より移譲 乳がん健診 (x-p撮影となる)		結核予防施行令及び結核予防法施行規則の一部改正(11月)小学生及び中学生に対する定期健康診断、予防接種(BCG)の廃止平成15年4月1日施行
15年		第5次知立市総合計画策定 衣浦東部広域連合(消防局)発足		地域保健従業者の資質向上に関する報告書 「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」改正 「地域保健における保健活動指針」 ホームレスの自立の支援に関する基本指針 障害者支援費制度 次世代育成支援対策推進法 少子化社会対策基本法制定 健康増進法の施行(5月)	健康知立ととも だち21計画作成(15年6月)10年計画		8020表彰開始	小、中学生のツベルクリン反応検査及びBCG廃止(4月) 風しん経過措置予防接種終了(9月30日)	

和暦	保健センター名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
16年		衣浦豊田道路開通		児童虐待の防止策等に関する法律改正 少子化社会対策大綱 「神経芽細胞検査の実施について」廃止 発達障害者支援法制定(17年施行) 子ども・子育て応援プラン策定 公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正		親子OB教室開始	前立腺がん検診(50才以上男性)開始 子宮頸がん検診対象者20歳以上		予防接種法一部改正(1月) ① 麻しんの標準接種年齢の変更 生後12月～24月→生後12月～15月 ② 中学生の個別接種で、保護者が同伴しない場合条件付きで認める ③ 接種歴の確認を1歳6か月、3歳児健診に加えて就学時健康診断で行う ④ 予診票の保存期間を5年間と設定 結核予防法一部改正(6月) ツベルクリン反応検査廃止直接BCG接種、接種年齢生後6月に達するまで平成17年4月1日施行
17年		知立市まちづくり基本条例制定		結核予防法の一部改正 「認知症を知り地域を作る10ヵ年構想」スタート 食育基本法制定 乳幼児栄養調査の実施 障害者自立支援法制定(18年施行) 介護保険法改正(18年施行) 高齢者虐待の防止、高齢者養護者に対するしめ罰に関する法律制定(18年施行)		知立市健康づくり 知立市次世代育成支援行動計画策定 パパママクラス開始 育児学級(すくすくセミナー)を廃止 にこにこ教室(3、4ヶ月児健診事後フォロー教室)開始	健康ボランティア育成講座開始 知立市健康づくり食生活改善協議会発足	BCG直接接種開始(4月) 接種年齢:3か月～6か月未満 ツベルクリンの廃止 BCGの任意接種公費負担開始(5月) 対象年齢:6か月以上1歳未満で医学的理由で接種できなかった者 日本脳炎個別通知中止(6月) 二種混合1期の任意接種公費負担開始(7月29日) 二種混合2期(小学6年生)の集団接種で保護者同伴(11月)	日本脳炎ワクチン接種の積極的勧奨の差し控えについて緊急勧告(5月30日) 予防接種法一部改正(7月) ① 麻しん風しん予防接種の変更 混合ワクチン(MRワクチン)のみ使用 1期 1歳～2歳未満 2期 5歳～7歳未満で小学校就学前年度の者 平成18年4月1日施行 ② 日本脳炎3期廃止(7月29日施行) ③ 三種混合の1期に関わる予防接種は三種混合ワクチンのみの使用(7月29日施行)
18年		知立市ボランティア・市民活動センター開設		自殺対策基本法制定 がん対策基本法制定(19年施行) 医療制度改革(高齢者の医療確保に関する法律制定(20年施行))			脳ドック検診開始 女性健診廃止 30代健診開始 健康ボランティア活動開始 成人歯科健診対象者に70歳を追加	MRワクチン接種開始(4月) 1期 1歳～2歳未満のみ 麻しん、風しん、MRワクチンの経過措置(任意接種・公費負担)を開始 対象者:定期接種の年齢に該当しない未接種者 麻しん・風しん 2歳～7歳未満 MR2歳～年中児まで 三種混合の接種開始年齢変更 6か月→5か月 3・4か月児健診時にBCG接種開始 MRワクチン2期接種開始(7月) 二種混合2期個別接種開始(8月) 市内13医療機関	予防接種法一部改正(6月2日) ① 麻しん及び風しんの単抗原ワクチンも使用可能 ② MR2期(過去の接種歴に関係なく)全員対象に予防接種法一部改正(6月2日) ① 麻しん及び風しんの単抗原ワクチンも使用可能 ② MR2期(過去の接種歴に関係なく)全員対象に
19年	知立市保健センター健康増進課			保健師助産師看護師法一部改正 結核予防法の廃止、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 予防接種法改正 高齢者の医療の確保に関する法律施行 がん対策基本法施行 自殺総合対策大綱	健康知立とみだち21計画 中間評価版作成(平成20年3月) 駐車場舗装工事	一般不妊治療費助成事業開始 妊婦健診の充実(2回から10回へ) 妊産婦乳児健診票外受診者・助産所受診者の償還払い開始 妊産婦歯科健診 集団から個別へさくらんぼ教室開始	第1期食生活改善推進員養成	麻しん・風しん・MRワクチン経過措置終了(3月31日) 三種混合の接種開始年齢変更(4月) 5か月→3か月 三種混合、日本脳炎の接種間隔が規定間隔を超えた場合の任意接種公費負担制度開始(5月)	三種混合、日本脳炎の接種間隔について規定の間隔を超えた場合は、任意接種となる通達あり(5月2日)
20年		人口7万人達成	高齢者の医療の確保に関する法律施行(老人保健法廃止)感染症法改正	特定健診・特定保健指導開始 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)開始	マスコットキャラクター「かっきーちゃん」誕生 知立市第1号管理栄養士採用	こんにちは赤ちゃん訪問開始(第1子) 思春期教室(南小学校でのいのちの教育) 育児支援家庭訪問開始 妊婦健診の充実(10回から14回へH21.2月から)	病態別健康教育(脱たばこ)健康推進員活動(養成講座)開始 特定健診(メタボ健診)特定保健指導開始 がん検診受付委託	二種混合1期の任意接種公費負担中止し定期に含む(4月)MRワクチン3期、4期接種開始(4月)	定期(一類疾病)の予防接種実施要領の改正(3月21日)二種混合ワクチンも三種混合の定期接種として用いることができるMRワクチン3期、4期定期接種追加(4月)
21年		知立市学校給食センター新築移転 クリーンセンターごみ焼却施設更新		保健師助産師看護師法一部改正 肝炎対策基本法	保健所保健師交流事業実施	法律の一部改正により、育児支援訪問から養育支援訪問へ事業名変更 こんにちは赤ちゃん訪問(全戸開始) にこにこ教室終了 母子手帳発行を保健センターで統一	自殺対策事業 女性特有のがん検診事業開始 健康推進員活動第1期開始 商工会での啓発活動開始	「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を日本脳炎の予防接種として初回のみ実施開始(6月8日) 新型インフルエンザワクチン接種負担免除事業開始(12月18日)	予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について(6月2日) 「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」を定期の予防接種に用いるワクチンに追加する 日本脳炎に係る定期の予防接種者数の報告 医療機関一市町村一都道府県 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチンの接種に関する事業実施要綱(10月13日)により助成費臨時補助金交付実施

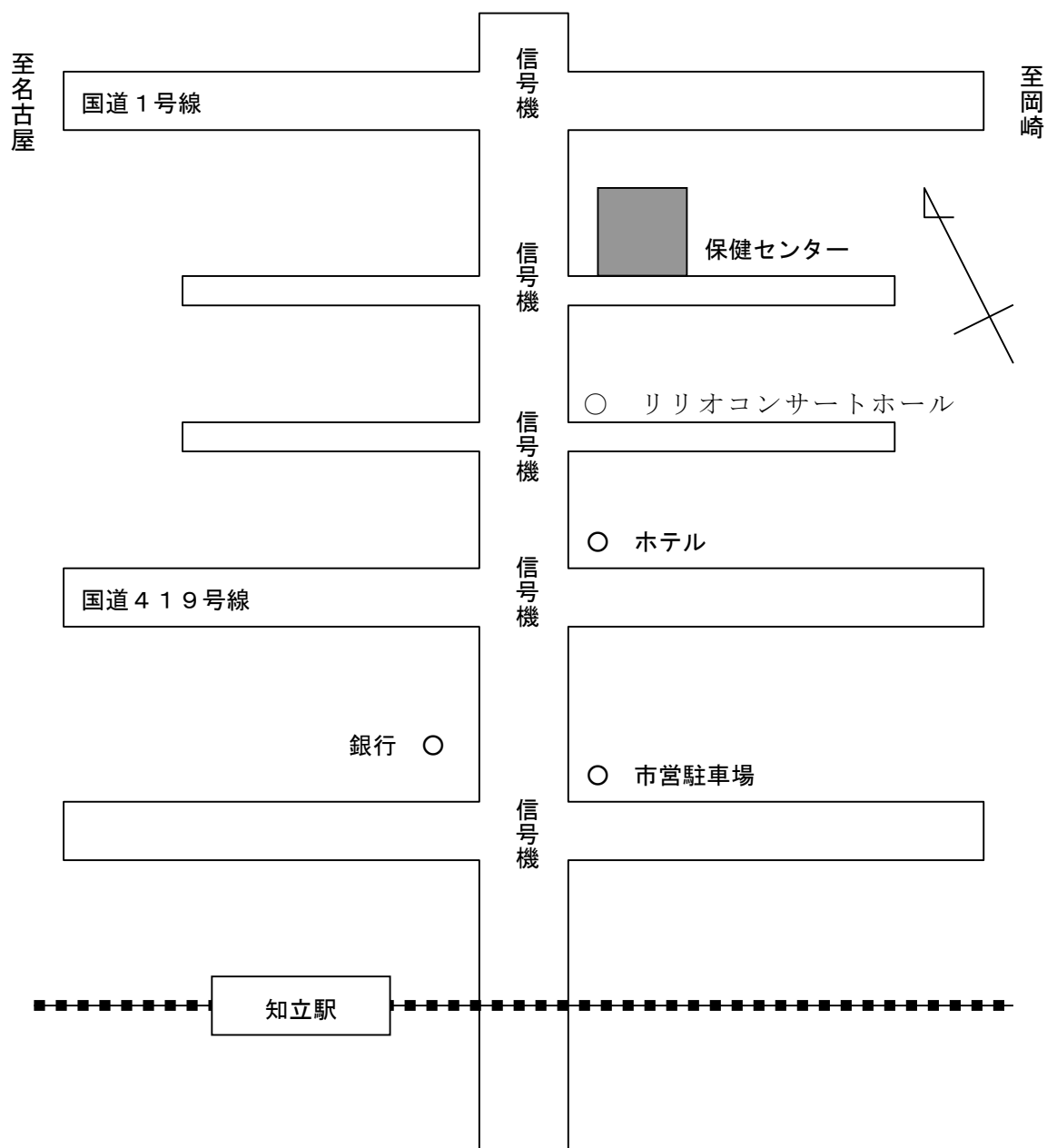
和 暦	保健 セン ター 名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課 全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
22 年		いきがいセン ター開所 知立市平和都 市宣言 定住自立圏	平成 23 年 3 月 11 日 東日本大 震災		すこやか親子 21 第2回中間報告 乳幼児時身体発 育調査の実施	あいち通訳シ ステム補助事 業参画 知立市食育計 画開始	成人歯科健診 55歳を追加 すこやか健診 40・45・50・ 55・60才に 対象を拡大 お通者クラブ 自主化になる 福祉体育館の 健康相談廃止 保健推進員の 活動終了 健康推進員第 2期養成 第2期食生活 改善推進員養 成	日本脳炎初回定期接種開始(平成 22 年度の 3 歳児)(4 月 1 日)新型 インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン 接種事業開始(10 月 1 日) 市内 22 医療機関(高齢者に準ず る)	「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチ ンの接種に関する事業実施要綱」の 一部改正(1 月) 日本脳炎の定期予防接種(平成 22 年度において 3 歳に対する初回接 種)に対して積極的な勧奨を行う(4 月 1 日)新型インフルエンザ(A/H1N1)ワ クチンの接種事業開始(10 月 1 日) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進 事業の実施により、緊急促進臨時特 例交付実施 (11 月 26 日) ① 子宮頸がん予防ワクチン(中学 1 年～高校 1 年) ② ヒブワクチン(0～4 歳の乳幼児) ③ 小児用肺炎球菌ワクチン(0～4 歳の乳幼児)
23 年				介護保険法施行 改正(24年施行) 障害者虐待防 止、障害者の養 護者に対する支 援等に関する法 律制定(24年施 行) 歯科口腔保健衛 生の推進に関す る法律	国保増税額 施設内禁煙実 施(平成 23 年 1 月から) 防災調整会議 開始 歩道工事	妊婦健康診査 HTLV-1 抗体検 査・性器クラミジ ア感染症検査を 追加	働く世代への 大腸がん検診 推進事業実施 成人歯科健診 45歳を追加 すこやか健診 40・42・44 ・46・48・50・5 5・60才に対象 を変更 健康推進員活 動第2期開始	個別任意予防接種委託実施 (子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワ クチン・小児用肺炎球菌ワクチン) (1 月 4 日) 市内 15 医療機関・子宮頸がんの み 3 医療機関 日本脳炎ワクチン定期接種 平成 22 年度 1 期初回・2 回終了者、4 歳 ～7 歳 6 か月未満、9 歳～13 歳未 満に個別通知 MR ワクチン 4 期 高校 2 年生相当 の年齢の者、接種開始(7 月 1 日) 日本脳炎ワクチン定期接種の特例 対象者接種開始(7 月 1 日) 日本脳炎ワクチン定期接種 小学 校 3 年生 1 期未接種者に個別通 知開始(7 月下旬)	新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る 季節性インフルエンザ対策への移行 (3 月 31 日) 予防接種法施行令の一部を改正する 政令 及び予防接種実施規則の一部 を改正する条例の施行(5 月 20 日) ① 麻疹風しん定期の対象者に高 校 2 年 生相当の年齢の者が追加 ② 日本脳炎定期接種の特例対象者 追加 平成 7 年 6 月 1 日から平成 19 年 4 月 1 日生(4 歳以上 20 歳未満の者) ③ 東日本大震災の特例
24 年			新型イン フルエン ザ特別措 置法	第 4 次国民健康 づくり対策 健康日本21(第 2次)策定 地域保健対策の 推進に関する基 本的な指針の改 正 がん対策推進基 本計画(6 月)	刈谷豊田総合 病院との医療 連携ネットワ ーク構築(22 医 療機関)	妊婦健康診査 の検査項目 GBS 検査を第 8 回目から 10 回 目に変更	肺がん検診 (7、9、10 月) を個別医療機 関で実施。(40 ～64 歳以下) 40、45、5 0、55、60、 65歳につい て肝炎無料ク ーポン券実施 骨粗鬆症検診 対象者を 20 歳以上に拡大 医療機関の支 払いを自己負 担相殺に変更 すこやか健診 40～60 歳の 2 歳刻みに対象 変更(6 月) 健康推進員第 3期養成	日本脳炎ワクチン定期接種 小学校 2 年生、3 年生の 1 期未接 種者、小学校 4 年生 1 期追加者、 個別通知開始。 不活化ポリオワクチン開始(9 月 1 日) 市内 15 医療機関 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 助成事業開始(任意)(10 月 15 日 ～2 月末) 対象者:後期高齢者医療被保険者 生活保護法による被保護世帯に属 する 75 歳以上の人及び 65 歳以 上で一定の障がいのある人 4 種混合ワクチン接種開始(11 月 1 日) 市内 17 医療機関	「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促 進事業の実施について」の一部改正 (2 月 8 日) ・事業を平成 25 年 3 月 31 日まで延 長 ・子宮頸がん予防ワクチン対象者、 高校 2 年生相当については、平成 23 年度中に接種を受けている場合は、 対象となる。 定期(一類疾病)の予防接種実施要領 一部改正(9 月 1 日) ・ポリオの定期接種ワクチンを生ポリ オワクチンから不活化ポリオワクチ ンへ切り替え 「定期(一類疾病)の予防接種実施要 領一部改正」(9 月 28 日) ・4 種混合の導入 ・生ポリオワクチンは臨時接種時に使 用 「定期(一類疾病)の予防接種実施要 領一部改正」(10 月 23 日) ・不活化ポリオワクチンの追加を定 期接種とする

和 暦	保健 セン ター 名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課 全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
25 年			保健師 活動の一 部改正		消火設備入れ 替え 空調工事 健康管理シス テム入替(H2 6. 2月) 給水設備工事	タンデムマス法 を用いた先天代 謝異常等検査 開始 養育事業の基 礎自治体への 権限移譲につい て「地域の自主 性及び、自立性 を高めるための 改革の推進を図 るための関係法 律の整備に関 する法律(平成 23 年法律第 105 号)」が交付 され、母子保健 法(昭和 40 年 法律第 141 号) の第 18 条の低 体重児の届出、 第 19 条の未熟 児の訪問指導 及び第 20 条の 養育医療が市 に移譲となる 3,4 ヶ月児健診 時、民生委員派 遣の終了	がん検診 (胃、大腸、 肺)と特定健 診6～10 月で 統一 乳、子宮、大 腸、歯無料ク ーポンを一体 化 肝炎ウイルス 検診の無料化 すこやか健診 をミニドックへ 名称変更 特定訪問実施 健康推進員活 動第3期開始 21・食育計画 アンケート実 施 第3期食生活 改善推進員養 成	BCG 対象者を1歳未満に拡大(4 月 1 日) 6か月以上1歳未満の任意接種公 費負担制度終了 日本脳炎特例対象者追加 平成7年4月2日～5月31日生ま れ Hib、小児用肺炎球菌ワクチン定期 接種にて開始 対象者:2か月～5歳未満 子宮頸がんワクチン定期接種にて 開始 対象者:小学校6年生～高校1年生 (小学校6年生は特別な事情がある 場合のみ) 日本脳炎特例対象者に個別通知 開始(6月 3 日) 小学1・2年生→1期未接種者 小学3・4年生→1期追加未接種者 高校3年生→2期未接種者 風しんワクチン予防接種助成事業 開始(任意) (6月 1 日～3月 31 日) 対象者:県の対象者と妊婦の夫 子宮頸がんワクチン差し控えの個 別通知 対象者:中学 1 年生女子と接種途 中の人	「予防接種施行令の一部を改正する 政令」の施行(1 月 30 日) ・長期療養者に対して定期接種の期 間の延長 「予防接種施行令の一部を改正する 政令」 の施工(2 月 1 日) ・結核の予防接種の対象者の拡大 生後6月まで→生後1歳まで ・日本脳炎特例対象者に平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者を追加 「予防接種法」の改正(3 月 30 日) ・一類疾病→A類疾病 二類疾病→B類疾病 ・A類疾病に Hib 感染症、小児の肺 炎球菌感染症及びヒトパピローマウイ ルス感染症が対象となる 「予防接種実施要領」の一部改正 ・25 年度の日本脳炎特例者の積極 的な勧奨の施行 ・MR3 期、4 期の終了 ・副反応報告の見直し 風しんワクチン接種緊急促進事業施 行(愛知県事業)(6 月 1 日～3 月 31 日) 対象者:妊娠を希望する女性又は、そ の夫 子宮頸がんワクチンの積極的勧奨の 差し控えの勧告(6 月 14 日) B型肝炎母子感染予防方法の変更 「予防接種法施行規則及び予防接種 実施規則の一部を改正する省令」の 施行 小児用肺炎球菌ワクチン沈降 7 価→ 13 価に変更
26 年		消費税 1. 08% 知立市マスコ ットキャラク ター誕生 「ちりゅっぴ」 H26. 10			子ども・子育て 支援計画(母子 保健)策定 新型インフル エンザ等対策 計画策定(10 月) ブラインド修繕 工事	乳幼児健診医 師委託契約と なる	こころの体温 計 6 月～ 肺がん検診 (個別医療機 関) (40～69歳以 下) 働く世代の女 性支援のため のがん検診推 進事業実施 健康推進員第 4期養成 第 2 次健康知 立ともだち21 計画策定 第 2 次知立市 食育推進計画 策定	風しんワクチン予防接種事業(4 月) 対象者 妊娠を希望する女性及び そのパートナーで抗体価が低い者 に変更 予防接種手帳導入(6 月) 水痘ワクチン接種開始(定期)(10 月 1 日) 対象者 1 歳～3 歳未満 2 回 経過措置 3 歳～5 歳未満の未接種のみ1回 接種 高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接 種事業開始(定期) (10 月 1 日～3 月 31 日) 対象者:平成 26 年度～平成 30 年 度は当該年度に 65 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳と なる者及び 65 歳以上で一定の障 がいのある人	「予防接種実施規則」の一部改正する 省令の改正(4 月 1 日) ・接種間隔の上限の撤廃 ・接種間隔の下限の明確化 ・過剰接種の防止 風しんワクチン 愛知県抗体検査の補助追加 (4 月 1 日) 愛知県広域予防接種事業開始 (A 類疾病のみ) (4 月 1 日) 「予防接種法施行令の一部改正」 (10 月 1 日) 水痘をA類、高齢者の肺炎球菌感染 症をB類の対象疾病に追加 「定期の予防接種等による副反応報 告等の取り扱いについて」の一部改正 (11 月 25 日) 副反応報告先:(独)医薬品 医療機 器総合機構 3 種混合ワクチン販売中止(12 月)
27 年				子ども子育て支 援法施行(4 月) がん対策加速化 プラン(12 月)	知立市業務継 続計画(BCP) 策定 乳幼児デジタ ル体重計購入 長いす・プロジ ェクター購入	乳幼児健診歯 科医師委託契 約となる	健康知立マイ レージ事業 10 月～ 協会健保との 協定(2 月) ミニドック定員 増加(350 名) 第 4 期健康推 進員活動 第 4 期食生活 改善推進員養 成	高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接 種事業開始時期変更(定期)(任意) (7 月 1 日～3 月 31 日) (65 歳以上) 子宮頸がん予防ワクチン接種後の 症状に対する医療支援実施(7 月 1 日)	「予防接種法第 5 条第 1 項の規定に よる予防接種の実施について」の一部 改正(4 月 1 日) 水痘ワクチンの特例措置終了(平成 28 年度末) 乳幼児予防接種県内広域化開始

和暦	保健センター名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
28年		ユネスコ無形文化遺産登録 成年後見人支援センター4月開所 子ども学習支援事業		自殺対策基本法改正(3月) 児童福祉法、母子保健法改正(6月) 子育て世代包括支援センター法定化	災害時保健活動マニュアル策定 災害医薬品設置 再生可能エネルギー発電設備等設置工事(太陽光発電パネル・蓄電池) O2蘇生器購入	にじいろニコニコ事業開始 ・子育て世代包括支援センター(利用者支援事業(母子保健型))を設置 ・母子保健コーディネーター設置 妊娠期タバコリーフレット作成	脳ドック健診定員増加(250名)・自己負担1万円 ヘリコバクターピロリ菌検査開始(ミニドックのみ) 老人クラブ巡回相談終了 第5期健康推進員養成	B型肝炎ワクチン予防接種開始(定期)(10月1日)対象者:平成28年4月1日生以降～1歳未満まで	成人定期予防接種広域化開始(4月) 「予防接種法施行令」の一部改正(6月22日)B型肝炎をA類疾病に追加
29年		多目的交流センター開設		がん対策推進基本計画(第3期)		母子保健支援相談員(嘱託員)2名設置 産後ケア事業開始 産後家事援助訪問費助成事業開始	乳がん検診(個別医療機関)30～39歳超音波検査 成人歯科健康診査 前年度満65歳を追加 第5期健康推進員活動 知立市食生活改善協議会を食育知立(ともだち)の会へ名称変更	高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種事業開始時期変更(定期)(任意)(4月1日～3月31日)(65歳以上)	
30年		手話言語条例制定		健康増進法改正(受動喫煙対策)			知立市こころ応援計画策定 9020歯科健診開始 9020表彰開始 第6期健康推進員養成 食育知立(ともだち)の会会員養成	高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種(任意)終了	3種混合ワクチン販売再開(1月)
令和元年		新型コロナウイルス感染症対策本部会議設置		成育基本法施行(12月)			第2次健康知立ともだち21計画・第2次知立市食育推進計画中間評価報告書策定 第6期健康推進員活動 集団健(検)診 レディース健(検)診デー開始	風しんに関する追加的対策事業開始 骨髄提供者等支援事業開始 特別の理由による任意予防接種費用助成事業開始 子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状への医療支給給付事業終了(3月末)	「予防接種法施行令」の一部改正(平成31年2月1日) 風しんの第5期予防接種の追加
2年		西部地域包括支援センター開設 児童発達支援センター開所	新型コロナウイルス(COVID-19)感染拡大により、全国を対象とした緊急事態宣言発令(令和2年4月16日)	「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」公布 「新型インフルエンザ等特別措置法の一部を改正する法律」公布(令和2年3月13日)		新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部事業中止(3月) オンラインによる育児相談事業開始 1歳6か月児健診にてウッドスタート事業開始 新生児聴覚検査助成事業開始	市民ドック(刈谷医師会健診センター)開始(ミニドック廃止) 第7期健康推進員養成 知立市版マイレージアプリ導入	ロタウイルスワクチン予防接種事業開始(定期)	予防接種法施行令の一部改正(令和2年2月4日) ・新型コロナウイルス感染症に係るワクチンを臨時接種に追加 ・ロタウイルス感染症が定期予防接種の対象疾患に追加 「予防接種法及び検査法」の一部改正(令和2年12月9日)

和 暦	保健 セン ター 名称	知立市あゆみ	国内情勢	国	健康増進課 全体	母子	成人	予防接種について知立市あゆみ	予防接種法令等
3 年				母子保健法改正 産後ケア事業法 制化		多胎児支援開 始 ・多胎ピアサポ ート事業 ・多胎児家庭健 診サポート事業 ・産後ケア、家 事援助費助成 利用期間の延 長	高齢者の保健 事業と介護予 防事業の一体 的な実施事業 の開始 健康知立 KIDS マイレー ジ事業 7月 ～ 協会けんぽと 合同集団健 (検)診を開始	新型コロナウイルスワクチン関連 2月：医療従事者接種開始 3月：コールセンター運用開始 4月：ファイザー製ワクチン知立市 に届く 5月：市内高齢者施設入所者接種 開始/コールセンター予約、イ ンターネット予約による市内個 別医療機関で接種開始 7月：県の大規模接種会場での集 団接種開始 12月：追加接種開始 日本脳炎ワクチン不足により、日 本脳炎2期個別通知を延期する 子宮頸がんワクチン 接種勧奨差し控えの終了(11月 26日)	
4 年		知立市人権尊 重のまち宣言	不妊治療 保険適用 化(4月)	児童福祉法改正 (6月) 子ども家庭センタ ー設置努力義務 化			食育知立(とも だち)の会会 員養成 第8期健康推 進員養成 7月 がん患者アビ アランスケア 支援事業費補 助金開始	4月 HPV ワクチンキャッチアップ接種開 始 新型コロナウイルスワクチン 5/28 4回目接種開始 9/20 追加接種期間短縮5ヵ月 開始 9/16 5-11歳の3回目接種開始 10/1 オミクロン株接種開始 10/21 12歳以上3回目接種期間 短縮3ヵ月開始 11/7 6ヵ月から4歳まで接種開 始	
5 年				成育医療等の提 供に関する施策 の総合的な推進 に関する基本的 な方針(3月) こども家庭庁発足 (4月)	EV コンセント 工事 超小型 BEV 2台購入	2月 にじいろニコニコ 出産・子育て 応援金支給事 業開始 4月 多胎妊娠の妊 婦健康診査受 診票5回分追 加 産後健康診査 二回目助成追 加 産後ケア訪問型 開始 妊娠8ヵ月アン ケート開始	後期高齢者口 腔機能検査開 始(前年度年 齢75歳) 7月 若年がん患者 在宅療養支援 事業補助金開 始 21. 食育、こ ころ計画アン ケート実施	新型コロナウイルスワクチン 5/8 春開始接種開始 9/20 秋開始接種開始 3/31 特別臨時接種終了 4月 HPV(9価ワクチン)接種開始	
6 年		3月 三河知立駅 移設開業	1月 能登半島 地震	12月 母子保健法施行 規則の一部改正 ・母子健康手帳の 様式について(新 生児聴覚検査の 結果及び乳幼児 身体発育曲線に ついて)	空調設備更新 工事 トイレ改修工事 屋上防水等改 修工事 保健センター 照明 LED 化	4月 低所得妊婦初 回産科受診科 支援事業開始	市民ドック 実 施時期を12 月から2月ま で延長 成人歯科健康 診査 前年度満20、 30歳を追加 第9期健康推 進員養成	4月 5種混合ワクチン定期接種開始 小児用肺炎球菌ワクチン(15価) 接種開始 10月 新型コロナウイルスワクチン定期 予防接種開始 小児用肺炎球菌ワクチン(20価) 定期接種開始 小児用肺炎球菌ワクチン(13価) 定期接種終了 風しん追加的対策抗体検査事業 終了	予防接種法施行令の一部改正及び 施行規則等の一部改正(令和6年3 月) ・新型コロナウイルスの特例臨時接種 終了に伴い規定を削除 ・新型コロナウイルス感染症を予防接種 法の疾病に位置づけ ・5種混合ワクチンの追加 ・小児用肺炎球菌ワクチン(15価)の 追加 予防接種実施規則の一部を改正する 省令の公布(令和6年9月) ・小児用肺炎球菌ワクチンについて、 (20価)の追加、(13価)の削除
7 年		4月 こども家庭セ ンター設置 (保健センタ ー内健康増進課 及び本庁舎内 こども家庭課 に設置) 第7次知立市 総合計画策定		6月 自殺対策基本法 の一部を改正す る法律の公布		4月 こども家庭セ ンター設置 妊婦のための 支援給付事業 開始	第3次健康知 立ともだち21 計画・第3次 知立市食育推 進計画・第2 次知立市こ ころ応援計画策 定 市民ドック 対 象年齢の上限 を64歳から 69歳へ拡大	4月 带状疱疹ワクチン定期接種開始 MR接種期間延長(令和6年度MR 及び風しん5期対象者に限る) 6月 带状疱疹ワクチン任意接種開始	予防接種法施行令の一部改正(令和 7年3月) ・HPV ワクチン接種期間延長 ・带状疱疹ワクチンを予防接種法の疾 病に位置づけ ・接種済証に係る様式について市長 氏名の記載不要へ変更

【案内図】



令和8年度版 ちりゅうの健康（令和7年度実績）

編集 知立市保険健康部健康増進課

発行 愛知県知立市

発行日 令和8年8月1日

〒472-0031 愛知県知立市桜木町桜木11-2

T e l : (0 5 6 6) 8 2 - 8 2 1 1

F a x : (0 5 6 6) 8 3 - 6 5 9 1

E - m a i l : kenko-zosin@city.chiryu.ig.jp